

平成18年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成18年9月11日（月）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 議案第48号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第2 議案第49号 指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第50号 土地の取得の変更について
- 日程第4 議案第51号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第52号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第53号 瑞穂市ゲートボール場条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第54号 瑞穂市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第55号 平成17年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第56号 平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第57号 平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第58号 平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第59号 平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第60号 平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第61号 平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第62号 平成17年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議案第63号 平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第64号 平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第65号 平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第66号 平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第67号 平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第68号 平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第69号 平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	浅野楔雄
5番	小川勝範	6番	藤橋礼治
7番	熊谷祐子	8番	堀孝正
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	関谷巖
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松尾治幸
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 議案第48号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、議案第48号岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 2 議案第49号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第49号指定管理者の指定について議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤由庸でございます。

指定管理者の指定について御質問をいたします。

うすずみ研修センターの指定管理者の指定は、当市始まって以来初めてのことでありまして、この指定管理者の指定につきましては、さきに条例が制定をされていたというところがございます。この研修センターの指定管理者の選考に当たりまして、2点お伺いをいたします。

まず1点は、指定管理者の指定に係る条例では公募をするということになっておりましたが、その手続をとられたのかどうか。また、この9月議会にこの同意を出されてきたということでございますけれども、いわゆる管理委託というものが本年の8月末日をもって廃止をされていると。それ以降、今日までどのような形でこのうすずみ研修センターが運営をされてきたのかという、その2点について御質問いたします。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 福野次長。

教育次長（福野 正君） それでは、安藤議員さんの第1点目の公募によらない理由ということで説明申し上げます。

瑞穂市の公の施設の指定管理の指定の手續に関する条例の中に、第5条で公募によらない指定候補者の選定ということございまして、ちょっと読み上げますと、「公の施設の業務の内容に特殊性があること、その他の事由によって公の施設の管理を特定の団体に行わせることが特に適当であると認めるときは、その団体と協議して、その同意を得た上で、公募を経ずに指定候補者として選定することができる」という条項があります。それで事由でございますが、この施設は、皆さん御承知のように、宿泊施設の四季彩館という建物の中、2階の一部分にございます。単独館ではございません。この研修センターがこの四季彩館と一体的に利用管理されることが最も有効であるという理由で、既に本巣市が指定管理者として契約をされていらっしゃる財団法人NEO桜交流ランドと同じところで管理してもらうことが一番効率的であるというふうに判断をして、今議会で提出をさせていただいております。

二つ目の管理委託の問題でございますが、前6月議会でセンター条例の方を改正させていただきました。9月1日をもって前の管理委託というのが既に消えておりますので、指定管理者をするまでの間が実は空白期間ができてしまいますので、この間は直営という形にしまして、現実的には業務委託契約をもって、総合センターだとか市民センターと同じような手続です。仕事を業務委託という形で契約して、この間をお願いするというふうにしております。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第50号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第50号土地の取得の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第51号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第51号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正

する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番 熊谷祐子です。

議案第51号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

提案内容は複数ありますが、その中に平成19年4月より小学生・中学生の入院に係る医療費助成に対応する改正というものがあります。入院に関しましては中学卒業までを無料にしたいという条例改正です。

つきましては、お聞きしたいと思います。

既に新聞報道もされておりますが、まず初めに、これを条例改正いたしますと現在の予算よりも幾らふえるのか。

2点目、この件に関しましては共産党の小寺議員が再三、特に前回の小学校入学未満までの条例改正の後、中学の入学前まで医療費を無料にすることを提案していらっしゃいます。ここに3月議会の市議会だより、6月1日の「みずほ市議会だより12号」がございますが、この中にもありますが、「中学校就学前まで医療費を無料化した場合、どれだけ金額が必要で、これだと4,700万円になっていますが、その金額ならば中学校就学前まで医療費を無料化してはどうか」という一般質問に対して、市長の答えは、「こういう対策は狭い地域でなく、広域で考えるべきもの。周辺市町とのバランス、位置づけを考えながら検討していく」というお答えでした。広域とはどの辺を指すのでしょうか。

以上2点です。ふえる予算、経費と、もう一つは広域とはどの辺を指すのか、まずこの2点を質問いたします。

議長（藤橋礼治君） この場で暫時休憩します。

休憩 午前9時13分

再開 午前9時13分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 質問の内容は2点かと思います。

1点目が、現在どのくらい医療費がふえるかという点でございますけれども、非常に難しいといえますか、受診率をどこら辺で見るかということでございますけれども、私ども積算をいたしましたところ、大体2.五、六ぐらいじゃないかということで、大体730万ほどが余分にか

かるんじゃないかと思っております。現在の医療費の高騰等を見ますと、1,000万ぐらいは最高でも行くんじゃないかということは考えておるところでございます。

それから、広域はどこまで指すかということでございますけれども、やはり大きい市を私も考えておまして、そこら辺に合わせてきたということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 1,000万ほど余分にかかるということです。

それから、大きい市というのが広域ではないかということですが、ここに最新の岐阜県下の乳幼児医療費助成事業の実施概況があります。この乳幼児医療費を乳幼児等として義務教育終了までに延ばすわけですが、現在岐阜県では21市あり、この中で岐阜市、瑞浪市、土岐市と、義務教育終了までですと3市のみです。つまり大きい市を指すといいましても、大垣市、多治見、中津川、美濃加茂、羽島、各務原、可児、人口の割合でいきましたときには、まだ広域では実施していないのが実情だと思いますが、ここに来て急に小学校までではなく、中学卒業まで入院費を無料化するのは、今までの御答弁と比べますと大変唐突な感じがいたしますが、市長はどのようなお考えでこれを提案なさるか、松野市長に御答弁をお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 大きい市という非常に抽象的な表現をいたしましたけれども、瑞穂市としての圏域ということですので、私どもとしては瑞浪市とか土岐市という問題じゃなしに、岐阜市の動向を非常に注視しているということで理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） よくわかりました。瑞穂市は岐阜地区に入るわけですね。西濃は大垣、揖斐川よりも西ですが、ちょっと広く岐阜地区と西濃を広域としてとらえましても、岐阜地区、西濃を合わせてもやっているのは岐阜市だけで、広域でやっているとは言えないと思います。あと、ほかにやっているのは瑞浪、土岐というふうに東濃ですから、広域で足並みをそろえてやった方がいいという今までの御答弁からはちょっと理解しにくい御決断だと思いますが、いかがでございますか。松野市長にお答えいただきます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 広域のとらえ方の問題ですけれども、岐阜圏域は約70万だと思います、人口としまして。そのうちの40万の動向というのは、非常に大きな地域のいろんな施策に対する影響力を持っておるということをまず理解しなければいけないと。それからもう1点は、瑞穂市としては最も密接な交流のあるまちだということでございますので、大きい小さいと、またその密接度というものもあわせて考えていかないといけないと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） この乳幼児等医療費無料化の理由が微妙に変わってきているということを感じます。

もう1点、松野市長に直接お尋ねいたしましたところ、団体対象ではなく、個人対象のものとして必要ではないかというお答えでした。ならば、例えばこれは8月31日の新聞に出ていましたが、可児市が授産施設の通所負担分を全額助成いたします。県内自治体で初めてだということ。さきの議会でも、障害者が授産施設に通う通所負担費が自立支援法の改正で非常にふえることが負担であるということをお前は発言させていただきましたが、個人に対しての助成を考えるとということでしたら、例えばこういう働くに働けないような方が出費がふえるというような助成金についてはいかがでしょうか、お考えは。松野市長にお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今のお話は小児医療の問題でしょうか。ちょっと意味が十分とれなかったんですけど。

7番（熊谷祐子君） いえ、違います。

市長（松野幸信君） それじゃあ何の件でございますか。何の御質問なのか、ちょっと明確にさせていただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 民生費、福祉に係る助成金、補助金のことです。松野市長は、直接お尋ねいたしましたときに、個人に渡るようなものは検討してもいいのではないかとということで、乳幼児医療費のほかに、個人に係るものとして今授産施設の通所負担分を例として出しました。その点についてはいかがでございましょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今のお話は、今度の議案に対する御質問とちょっと方向が違うような感じがします。福祉施策のあり方についての御議論かと思しますので、なかなかこの議案に対してという形の答弁はしにくいんですけども、基本的に申し上げまして、どのレベルにセーフティーネットを設定するかということが一つの一番重要な問題です。それから、いろんな形で設定していく中で、そのセーフティーネットのレベルというものが、法でのレベルと、それから地域でみんなで考えたレベルというものとがあると思いますけれども、そのあたりの兼ね合いの中でどう設定していくかということで物事は考えていけばいいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷君に申し上げます。今のこの時間は総括質疑でありますので、議案に対する質疑ですので、この点だけ私の方から申し上げます。

7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 今まで再三乳幼児医療費の無料化拡大に関する要望が出ていた中で、それは子育て支援策の一環として求められていたと思います。しかし、乳幼児医療費の無料化、助成の拡大は子育て支援の対策にはならないという御答弁ですが、この点は今までの政策と変わってきたように思いますが、この点はどのようにお考えを詰められたのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今のお話、ちょっと私は誤解があるんじゃないかと思っています。要するに少子化対策と子育て支援を混同した形で議論がよくされるということで、少子化対策にはつながらないということで申し上げたと私は思っております。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。瑞穂市の福祉医療費助成に関する一部改正について質問をいたします。

質問の趣旨は、今回の改正案は乳幼児の医療費の無料化を、現在小学校就学までをさらに延長し、入院のみに限って中学校卒業まで拡大するという内容でございます。私はこの内容については賛成であり、市長の決断に敬意を表するわけでございますが、その辺は今までの論議と整合性を確認するというので、今質問がありました熊谷議員の質問内容とちょっと重複するかもしれませんが、もう一遍確認の意味で整理をして質問をさせていただきたいと思っております。

一つは、財源問題について言われましたけれども、この内容を実施すると財源は約1,000万円という答弁がございました。さらに通院を含めると仮定をした場合、財源はどのぐらいの概算になると見積もられてみえるか、お尋ねをしたいと思います。私の要望としては、入院だけでなく、さらに通院まで含めて実施をするという市長の決断をお願いしたいと思っておりますが、それはいつの時点で、将来決断されるときがあるのかどうかということも含めて答弁いただければありがたいと思っております。

2点目は、今まで乳幼児医療費無料化の問題で、その年齢を拡大してほしいということを私は再三一般質問で要望してきました。そのときに市長は、この問題は広域的に考えるべきだと答弁され、私の理解では、広域的とは県・国の水準をもとにして大体決めるべきだという基準で答弁してみえるんだなあと理解をしておったわけでありまして。しかし、私の考えは、自治体というのは一番住民の身近なところにおいて、住民の皆さんの要望、声を聞けるところでありますので、そういう声の強い福祉の問題については、市長の判断で県・国を超えた水準にするということもできるし、そういう決断をすべきじゃないかということをお願いしてまいったわけでございます。そういう点で、今回、県の段階を超えた決断をされたわけですが、住民の皆さま

んの、特に子育て支援に対する要望、声が大きいということの中で決断をされたと理解をしていいのかなどうか、お尋ねをしたいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 1点目の財源といいますか、通院を含めると幾らぐらいかかるかということでございます。受診率というのは非常に見るのが難しいわけでございますけれども、今のところゼロ歳から2歳で大体30%ぐらいの通院率が、3歳から6歳になりますと7%の受診率でございますので、そこら辺から見まして、小学校1年生から中学校になりますと非常に少なくなるんじゃないかなという感じはいたしておりますけれども、入院も含めまして大体3億5,600万ぐらいの金額になるんじゃないかなという感じしております。ちょっと受診率を低くしまして計算をしておりますけれども、そんなところだろうと思っております。

それから県・国の基準に合わせるということでございますけれども、先ほど市長が申し上げましたように、そこに隣といいますか、つき合いといいますか、大きい岐阜市も入れていくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

大変失礼しました。3億5,600万といいますのは6歳まで入っております。大体1年生から6年生で1億2,800万ほど、それから中学1年生から3年生で6,400万ぐらいだという計算をしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） どれだけ財源がふえるかということは、ちょっと何か数字が合っておらんような気がするんですけど、一遍ちょっと計算をしていただいて、後で答弁をお願いしたいと思ひます。

議長、一遍計算をしていただいて、後に答弁していただく機会を設けていただきたいと思います。よろしいでしょうか。今の数字はちょっと納得いかないので、何かごちゃごちゃしてみるので、もう一遍計算をしていただいて、どのくらいふえるか答弁していただく機会を設けてほしいということで、議長さん、取り計らいをよろしくお願ひしたいと思ひます。要望しておきます。

それと、市長さんにちょっとお聞きたいんですけども、広域という考え方ですね。要するに、県や国の水準で実施していきたいということをずうっと今まで一貫して貫いてみえておったような気がしたんですが、今回はそれをオーバーして、それもこだわらずに拡大して実施しようという決断をしたと。それは、市民の皆さんの声が非常に強いし、このことが福祉にとって重要だということを感じられてこういう実施に踏み切られたと理解をしていいのかなどうか、市長の考えをお聞きたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今のお尋ねの件ですけれども、基本的に私は、セーフティーネットのレベルというものは、国とかそういうところで決めていく。そして、それによってやっていくというのが基本だろうと思っております。ただし、先ほどもちょっと申し上げましたように、一つの地域でももう少し考えた方がいいんじゃないだろうかというような問題が出てくれば、そこでの若干の横出し、上乘せもあり得るのではないかと、こんなふうに思います。このたびこういうふうに決断いたしましたのは、岐阜市が柳津町との合併によって、今までは県のレベルでの助成でやっておりましたのを、これだけ結局上乘せをしてきたということでございますので、地域としての一つの方向として新しいものが出てきたという認識の中で検討したということでございます。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 先ほどの金額でございますけれども、ふえる分としまして、1億9,300万と計算をいたしております。先ほど言いましたように、小学校時代で1億2,800万円、それから中学で6,500万という計算をしております。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第52号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第52号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第53号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第53号瑞穂市ゲートボール場条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第54号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第54号瑞穂市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第55号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第55号平成17年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） おはようございます。3番、翔の会、若園五朗です。

一般会計の決算についてお尋ねします。

一つ、監査委員の審査意見書の22ページでございますけれども、一般会計の不用額の社会福祉費についてお尋ねします。

17年度決算の全体的な不用額の5億6,809万8,362円の中で大きく突出しておるのが社会福祉費の1億3,000万でございます。平成16年度の決算の不用額は8,341万7,927円ということで、17年度と16年度の対比をみますと5,000万の増でございます。なぜこんなに不用額が出たのか、具体的に御説明をお願いします。

続きまして、52ページの国民健康保険の高額医療費の貸付金でございますが、16年度決算の貸付金の金額をみますと400万、17年度の決算も同じく400万ですが、監査委員の報告によりますと、一部貸し付けしているんですけれども、償還が一部遅延しているというような報告がございました。具体的にその金額は幾らか、いつから発生しているか、その対応はどうしているかということをお尋ねしたいと思います。

3番、財政調整基金の残高でございますが、今現在、18年度の9月補正を通ったとしますと、94億1,700万円という残高があります。その中でいろんな基金の項目がございますが、財政調

整基金のお金を積み立てるばかりで、その運用をしていないと。具体的に今後はどのような施策を考えていかれるか、お尋ねします。

そして4番目でございますが、合併しまして4年目に入っているわけでございますけれども、合併特例債は御承知のとおり、10年間、合併したら使いましょうという趣旨でございます、その金額は108億円という枠でございますが、平成15年度は16億8,300万、16年度は3億9,100万、17年度は3億8,900万、この9月補正が通れば18年度中に使う見込みの予算は25億3,000万という予定でございますが、この4年間を足しますと35億6,000万ということで、その差額の、108億から単純に引きますと73億の合併債を今後どのように運用されるか。また、総合計画も立派にできました。その点、市長の考え方、今後いろんな事業の展開についてどう考えてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

細かいことにつきましては自席の方でお願いしたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 民生費の残額が非常に大きいということでございます。その大きなウエートを占めておりますのが、社会福祉総務費の中にあります繰出金、いわゆる老健への繰出金の不用額9,400万がございまして、これが大きなウエートを占めているかと思っております。私も、大体1月ごろに3月補正の算定をしていきます。そのときに算定をしていますと、いわゆる老健の受診率が非常に大きくなったということでございまして、附属資料の中にも入れておりますけれども、受診率が1,800件ほどふえたということが書いてあると思っておりますけれども、非常にふえてきているから、医療費が今後もつかどうかということで非常に危ぶまれたということでございまして、それで、これで穴をあけるわけにはいきませんので、とりあえず老健は一般会計から借り受けしておいて、ここで支払って、老健は全部翌年精算をいたしますので、そこで精算をしていこうかということでございまして、何とか乗り切ることができたということで、不執行に終わったというのが大きな点ではないかと思っております。

それから、もう1点の高額医療の貸し付けで戻っておらんものがあるじゃないかということでございまして、ちょっと金額は確かではございませんけれども、一応私が聞いている範囲では、いわゆる保険者がかわって、本人から返していただくものがなかなか返してもらえないということでございまして、新しい保険者の方から本当はもらえばいいんですけども、法の手続上そちらからいただけないということで、やっぱり本人が一たん高額医療でもらって市の方に返すということになりますので、そんなところから未納が残っているということでございまして、こちらの方も逐次本人と話し合いをしがてら、速やかに返納するように連絡はとって督促をしております。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） まず第1点目の財政調整基金で、今後どのような施策を考えておるか

ということでございますけれども、この件につきましては、先般、市長の提案説明の中にもございましたように、今後消防本部の設置、そして学校給食センターはもちろんでございますし、別府保育所、子育て支援施設等々大きな財源を伴うものを抱えております。それらについて、先般お話があったとおりでございます。

それから、2点目の合併特例債の関係の御指摘でございますけれども、可能の上限が108億ということで御指摘がございましたように、これまで平成15年度では16億8,300万円、16年度で3億9,100万、17年度で3億8,900万円ということで進めてまいりまして、これまで特例債のパーセントは22.8%でございます。それで、先ほど申し上げました平成18年度に計画をいたしております事業を含めると、見込みでございますけれども46.23%になる予定をいたしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 市民部長から今、不用額が多くなったことと、対前年5,000万、その差額がふえましたんですが、私が16年度決算事業報告と17年度の決算報告をちょっと見てみたところ、一番多く開いているのは今言っている社会福祉費とか、あるいは福祉医療費ということで、例えば前年度対比をしてみますと、16年度の福祉医療費は2億8,000万のところ17年度は3億4,000万、ここで6,000万。そして社会福祉総務費の方が、16年度は3億6,877万2,000円で、17年度は4億2,495万ということで、今答弁ございました老人福祉費の方の予算は、前年度対比、例えば平成16年度ですと6億4,944万、17年度は6億8,600万ということで、金額的には6,000万ということになっています。基本的には、民生費の大きな伸びの中ではむしろ社会福祉総務費とか、あるいは福祉医療費というような解釈をしております。答弁の中で私が判断した中では、そのような数字が出ております。

続きまして、合併債について市長に確認したいんですが、108億の予算の枠がありながら、今言っている執行状況は46.23%、要するにまだ73億残っていると。総合計画ができた中で、今後18年度も25億3,000万使う予定ですけど、今後の見込み、今の想定はどこを重点にどうされるか、ちょっと確認しておきたいんですが、お願いします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 特例債をどのようにこれから活用していくのかという御指摘でございますが、今までに約20億ぐらい使ってきたかと思えます。そして、今の18年度、それから19年度ということで、別府保育所、それから給食センター、それから消防関係というようなことでいろいろ使っていきます。現在、事業化計画しておりますものを全部トータルいたしますと、約60億ぐらいになるのではないかと考えております。ですから、80億ぐらいはもう既に計画の中に織り込んでおります。あと20億程度の余裕が残るわけでございますけれども、これは今検

討しております旧穂積の西地区といいまして、本田、牛牧地域のまちづくりでいろいろと施策を考えております。その中で活用していきたいというようなこともございますし、この計画の中に上がっていないものとしたしましてどう使うかですが、南小学校の増築、それから本田小学校の児童数の増加に対する対応策、それからもう一つステップを踏んで考えますと、穂積中学校の老朽化の問題があります。そういうような問題を考えていきますと、逆にもう少しあっても困らないんじゃないかなというよりも、欲しいなというのが実情でございます。

それから、基金の活用の件でございますけれども、今度補正予算の中でも御協議をお願いいたしますように、私どもとしては、もう基金は現在の規模だけの金額を持っておれば大体いいんではないだろうか。要するに年間の基準財政需要額のレベル、約80億でございますが、そのレベルで持っておればいいんじゃないだろうかというふうに考えておりますので、これから余裕が出てきましたものは、基金に積むというよりも、今までの起債の繰り上げ償還に鋭意持っていくというような形で財政の運用は考えていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 市長の全体的な合併特例債の使い道について御説明があったんですけれども、合併特例債の趣旨は、一連の総合計画の指針にのっている大きなまちづくりとか、要するに計画にのっていることによって合併特例債を受けるということでございますので、今言っている公共施設の整備基金は9月補正が通れば35億 3,957万ということで、40億近い金がございます。むしろ夢のあるソフトな事業に合併特例債をまちづくりの中で使ってほしいというような思いですけれども、9月定例会の市長の所信表明の提案理由の中に、起債の19年度残高では178億というような金額で、最終的に大きな残高が出てきます。そういう中で、今後、もちろん今順調に進んでいるかと思いますが、運用の方法も適切にされていくことを望みます。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤由庸でございます。

一般会計の決算状況についてお伺いをいたします。

まず第1点であります。監査委員から出されております意見書の2ページに決算の概要というのがあります。この上の表を見ますと、各会計決算総額というところで歳入歳出差引額9億 6,600万という数字が出ておまして、その内訳が、一般会計が6億 9,200万、それから特別会計の方が2億 7,400万ということで歳入超過と、平たく言いますと黒字という状態になっているわけですが、会計相互間の繰入・繰出金が含まれていないという、いわゆる純

決算を見ますと、一般会計が13億 1,400万の黒に対して、特別会計の方は3億 4,700万円の赤ということになっています。この読み方としましては、この特別会計は水道会計を除く五つの会計だということになっておりますけれども、この五つの特別会計の方は一般会計からの繰り入れがなければ事業そのものが成り立っていない状態というふうに解釈をしていいのか、それとも一般会計の方から繰り入れをするように求められる数字がこの格好であらわれているのかという1点をまずお伺いしたいところであります。

それから、先ほどの民生費の件であります。同じ意見書の26ページと40ページに数字が出ておりますけれども、予備費の方から充用額といたしまして民生費の福祉医療費に 189万円を充用したと。対して、福祉医療費の扶助の方には反対に 280万円の不用額が発生したということなんですけれども、この発生した経緯、それから充用した経緯という点についてお伺いをしたい。

あとは、この決算の中を見ますと、いわゆる臨時財政対策債、平たく言いますと赤字市債と言った方がいいのかもしれませんが、これを発行しつつ、財政調整基金からの繰り入れはほとんどなしという状態だった。なおかつ、今回基金にも積むわけですけれども、この数字の流れを見ますと借金をして預金をするような形になるんですが、こういった流れの件がお伺いしたいところです。

それからあと1点ですけれども、教育費ですが、いただいた資料を見ますと、ハード部門、助成金部門というものはほぼ 100%で予算が執行されてくると。これは大体予測のつくものであるんですが、例えば平成17年度瑞穂市教育の方針と重点というものを見ていきますと、随分とソフト面に力を入れるという方針がなされていたように思います。自治会、それから各種団体との連携を図ったとか、学習プログラムの開発ですとか、教員の研修などに力を入れるということがうたわれていたんですが、どうもこの決算の概要を見ますと、ソフト面については、17年度、十分な施策が実行されていなかったのではないかとというふうに思うんですが、この点についてはまた教育長、教育委員会の方から御答弁をいただきたいところであります。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 私の方から2点、漏れておたらまた御指摘いただきたいと思っておりますけれども、特別会計への一般会計からの繰り入れは法的かどうかということだと思っておりますけれども、国保につきましても、老健にしましても、いわゆる法的な繰り入れということでしたしております。国・県・支払基金等からの繰り入れがございまして、市としてどれだけの繰り入れをせよということがございます。その分で繰り入れをしているわけでございます。

それから2点目の福祉医療費、充用しておいて残額を出したんじゃないかという点でございますけれども、実は充用しましたのは9月だったと思っておりますけれども、9月支払いのときに9

月末に支払わなきゃならない医療費がございまして、その分補正をお願いしていたわけですが、議決がちょっと延びたということで、9月じゅうに支払うことができないという事態が発生しまして、一時予備費の方から出していただいて手当てをしたものでございます。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） 私から、3点目の預金を持っておって借金をするんじゃないかというような御指摘でございますけれども、御存じのように、合併特例債は交付税算入が70%、そして臨財債につきましては100%の交付税算入ということで、そういった資金運用を効率よく運用するという趣旨に基づいて、基金がありながら、また借り入れを行うというような、資金の効率的な運用を図っていくということで行っておるということでございます。よろしくお願ひします。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井恭博君。

教育長（今井恭博君） 教育費にかかわって、不用額に係ることかと思いますが、具体的にソフト面で不用額がたくさん出ているといった御質問でございますか。

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤君。

1番（安藤由庸君） こちらが質問を受けたようなあれなんです、いろいろ今回の決算について資料をいただきました。その中身を私なりに検討させていただきました。そうしたところ、細かな分野のお話は控えた方がよろしいかと思うんですけれども、いろいろな施設の整備面等は、最初に見積もりがありまして、それに対して執行してくるという形で、これは予算と決算がほぼイコールになっています。それに対して、例えばこれで私が目についたという格好ですと、生涯学習については、多様で高度な学習ニーズを踏まえた生涯学習プログラムの開発というのが方針にあたり、それから自治会長、社会教育推進委員との情報交流と連携の強化だとか、それから学校関係でありますと、教師みずから人間性を磨き、教育指導力を高め、教師としての使命感の高揚と倫理観の確立を目指す研修の充実というような、いわゆるこれをひっくるめてソフト面というふうに呼んでいいかと思うんですが、そういったものに使われた予算が少なかつたのではないかというふうに思うわけなんです、全体の歳出のあり方から見て。なので、そういった面の政策がうまく実行されなかったのではないかというふうに疑問を呈しましたので、質問したわけでありませう。

議長（藤橋礼治君） 教育長 今井君。

教育長（今井恭博君） どうもありがとうございます。

ソフト面での執行につきまして、私の認識としては少なかつたといった思いはございません。言ってみれば、定められた予算の範囲の中でやれることを一生懸命やってきたという認識でございます。例えば、生涯学習関係に係りまして5本の柱を立てております。そういった中で、もちろん経費削減という流れでございますので、むだな金は使わないという立場で執行してき

たつもりでございます。例えば地域コミュニティーに係りまして約 1,500 万の予算があるわけですが、これも人数等の、あるいは参加者等も勘案しながら、それぞれの地域に即した活動を実践していただくための執行もしてきたつもりでございます。それから学校教育に係りましては、私の大きな観点としましては、やはり子供に力をつけていく、教員の資質向上といった面に係るにしても、金はそれほどかけていないかもしれないわけですが、実質、例えば夏休みにおける研修講座も 13 講座設ける、あるいは教員の指導力向上のための指導にかかわる資料みたいなものの発行も鋭意努力をしてきたつもりでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1 番 安藤君。

1 番（安藤由庸君） ありがとうございます。

先ほどの充用の点ですとか、それから基金と市債の発行の関係等はそういうことなのかなあということでありまして、しかしながらごくごく一般的な感じから言いますと、十分な預金と十分な予算がありながら市債が発行されたというのはちょっと奇妙な気がしないではないわけですが、そこら辺は運用の仕方ということであれば、それはそうだろうというふうに一応理解をしておきたいと思えます。

それから、今教育長の答弁の中にありましたように、金はかけてないけれども十分な実績は上がっているんじゃないかと思うということでもあります。殊、教育の問題については、およそ 1 年で結果が出るものとは思っておりませんので、17 年度、それから今年度も発行されておりますけれども、方針と重点というようなものに沿いまして、5 年先、10 年先、実際に結果が出るのは 20 年、25 年先ということになりますけれども、うまくそれが機能していきますように求めて質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11 番 小寺徹君。

11 番（小寺 徹君） 11 番 小寺です。平成 17 年度の一般会計の決算について質問させていただきます。

監査委員の意見書の 14 ページに地方交付税について記載がされております。その中で、地方交付税の予算現額に対して収入済額が差額として 2 億 5,735 万円増となっていると。指摘として、予算の積算に十分注意されたいという監査委員の意見が載っております。予算現額を見ますと 10 億 5,269 万円、収入済額が 13 億 1,004 万円となっております。なぜこのような差額が出たのか、予算編成時点でこれを読み切れなかったのはなぜか、お尋ねをしたいと思います。

さらに、交付税問題について若干質問いたしますが、合併時の 10 年間の財政計画が立てられております。その中で、交付税は合併をすれば大体 2 町の合併額が保障されるということで、

20億円ぐらいの財政計画でずうっと10年間計画が立てられております。しかし今回、ことしを見ますと13億円ちょっとに削られておるといふことでございます。合併当初は、先ほど出ておりました臨時財政対策債というのが交付税にかわる財源だといふことで組まれて、大体両方足すと20億ぐらいになったんですが、ことしの場合1億9,400万円ですから、足しても15億円ぐらいにしかありませんので、5億円ぐらい財政計画との差があるわけでございます。この辺は政府が地方交付税を保障するといふたのがうそであったのかどうか、お尋ねをしたいと思いません。以上です。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、2億5,735万円の差額があるといふことでございますが、議員御存じのように普通交付税は94%、特別交付税が6%というふうな一つの標準的な基準の利率がございます。この減額分につきましては、特別交付税が減額されたと。特交の分でございます。

それから、合併当時の交付税が20億というふうな御指摘でございますけれども、御存じのように、三位一体改革によりまして負担金、そして補助金の削減、そして交付税の見直し、税源移譲というふうな形で、合併当時は小泉内閣の三位一体改革によって補助金の見直しがなされて、交付税算定の補正係数等すべて見直しがなされてこういう結果になっておるといふふうに私は認識をいたしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺君。

11番（小寺 徹君） 合併のときの交付税の見直しから大分減っておるといふことは三位一体に原因があるといふ答弁でございましたけれども、交付税といふのは、政府の方針がちょっと変わるといふふうにならんと変わってしまうといふ性格のものだといふことがこれではっきりしたと理解をしいのかどうか。要するに合併時には、財政がだんだん厳しくなっていくと、交付税が減らされると。なので、地方交付税を確保するには合併しなあかんといふことで、政府のあめの部分にひっついて、お互いに合併をしていったといふ経過が全国的にあると私は思うんです。そういう点で、合併時点でこのような小泉内閣の三位一体改革でこうなっていくといふ予測は全然立ってなかったのかどうか、お尋ねをしたいと思いますが、市長の考えをちょっとお聞きしたいと思いません。よろしくお願ひします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 交付税の国の設定しております金額を標準まで戻すといふことで、現在かなり減額になってきております。その影響がここへもろに出てきておるわけでありまして、交付税の金額が多い少ないといふ問題は、先ほどの財源移譲といふ問題もありますし、いろんなことが絡んできますので、それなりの変化はあると思いません。ですから、私どもとしては、

私はいつも言うておりますけれども、交付税をあてにしない財政運用というものを市としては絶えず考えていかなければいけないということを言っているわけでございます。

それから、合併をしたことによって、この辺の交付税の動きというものを見ておったかという御指摘でございますけれども、瑞穂市単独の場合と、合併をしたときには10年間はそれぞれの町の数字で計算するというようになっておりますので、その形での計算は確実にされております。要するに、瑞穂市単独の場合の交付税の計算基礎に比べますとかなり多い金額になっておりますので、そのあたりはきちっと制度的には守られておるといふふうに認識せざるを得ないのではないかと、このように思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺君。

11番（小寺 徹君） 次の質問に移りますが、意見書の24ページに積立金が載っております。積立金の当初予算は348万円、決算額は10億1,000万ということで、予算よりどっとふえておると。これは、不用額が精算してだんだん多くなってきて、3月の補正予算でこのように積み立てられて、決算にも流れていったと。去年の決算時の委員会の審査の中では、16年度は繰越金が12億あると。何でも不用額が出るんだということで大きな議論になりました。ことしは不用額で繰越金として6億6,500万円になるということで、実際予算的な大きな中身は、不用額は両方足すと16億くらいになるもんですから、そういう財政の流れというのは去年とあまり変わってないと私は理解をしておるんですが、そういうことで理解していいのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、決算時におきまして歳計剰余金が出ますと、その2分の1は基金に、そして繰り上げ償還とかそういったところへ振り当てるといふことで、財政法の方で定めております。それに伴いまして、24ページの基金の方へ積み立てを行ったわけでございますが、実質収支で6億6,500万と、そして10億で16億というのは、一概にそれだけ16億余ったのかというと、単純にそういう物差しではかっていいかということとはちょっと懸念するわけでありまして、数字的にそういった数字になったといふふうに理解をいたしております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺君。

11番（小寺 徹君） あと、決算書の附属書類の中で、97ページに敬老会助成金の項目がございます。敬老会助成金の決算額は349万円でございます。実際の予算額は当初予算を議員の提案で修正して、修正予算が1,000万の敬老会助成の予算となっております。なぜこの修正予算どおり執行しなかったか、お尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木君。

市民部長（青木輝夫君） この敬老会につきましては、いろいろ皆さん方からも御意見をいただきましたけれども、去年ですと参加者1人1,000円ということで進めさせていただきました。そんなようなところで不用額が残ってきたということでございますけれども、私どもも自治会長さん等からいろんな御意見等も伺ってきましたけれども、何とかこれのできるんじゃないかなということで聞いておりました。それで進めていったということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺君。

11番（小寺 徹君） これは、議会が老人の皆さんの敬老に敬意を表するというので、もう少し予算をつけたらどうかということで修正予算を提案し、議会では賛成多数で通過をしたわけでございます。そういう予算が予算どおり執行されなかったということは、議会の意思を無視して執行されたということになり、私は当然この決算書は承認するわけにはいきません。このときの修正に賛成された議員の皆さんもそうだと思いますので、ぜひひとつ採決のときは御判断をお願いしたいと思うわけでございます。

最後になりますけれども、事業別決算書の9ページに大月運動公園整備事業というのがございます。当初予算が9,403万円、最終決算が8,872万円となっております。全協でちょっと市長の話聞いた中では、ここの事業の場合はプロポーザル方式でやったと。ここの方式は、金額を初めに設定しておいて、そのとき9,000万の事業予算でいいものをつくってくれという形で、プロポーザルで事業を行ってこういう決算になったということで、途中の経過はあんまり報告もないし、委員会ではあったかもしれませんが、議会の中ではないということで、プロポーザル方式も、給食センターもあり、ここもあり、また今度別府保育園改築に伴う子育て支援センターもあるわけですが、ここをプロポーザル方式でやられて結果的にどうだったのか、どういう総括をされておるか。初めてのケースですので、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 松尾治幸君。

水道部長（松尾治幸君） 小寺議員さんの（仮称）大月運動公園整備事業の件についてお答えします。

これにつきましては、大月浄水公園の事業で、プロポーザル方式で瑞穂市が初めて取り組んだということで、結果的に投資効果も非常によく、いい公園ができた。プロポーザル方式を導入した結果、非常によかったということで私どもは判断しております。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷君。

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番 熊谷祐子です。私は、平成17年度瑞穂市歳入歳出決算の認定について3点質問いたします。

議員必携を読みますと、決算というのは単に済んだことの認定を行うだけでなく、次の予算のため、次の政策のために大変重要なことであるということが書いてあります。私は、この観点に立ちまして3点質問させていただきます。

まず1点目ですが、事業報告書の52ページ、消防費の件につきまして質問いたします。

実は、この中に出ていない項目について質問をするわけですが、現在、救急医療の中でAEDを自治体は設置する必要性が大になってきております。AEDと申しますのは、日本語に訳しますと自動体外式除細動器というものだそうで、心筋梗塞とかで倒れたときに心臓がけいれんをしているかどうかを機械が自動的に素早く判断し、人工呼吸や心臓マッサージを始める前に電気ショックを与えると非常に生存率が高いということで、現在ではAEDの設置が各自治体は非常に盛んになってきております。救急講習に参りますと、現在では必ずこのAEDも消防署の方が持ってきてくださって、実際に講習の中でもしています。

AEDの設置につきまして再三要望を出しましたが、総務課の御回答では、これは直近の7月18日のものですが、現在瑞穂市では公共関係では穂積分署と南署の救急車に設置してあります。これは公共関係で2台設置してあると言えないのではないのでしょうか。講習を受けますときにも、消防署の方が、瑞穂市では残念ながら今公共の施設には一つもありませんという説明を何回かなさいます。公共の施設ではありませんというのは、つまりスポーツ施設コパンというところに1台だけあるわけです。

もう一つ、救急の講習のときに説明を受けますのは、以前は非常に高かったのが最近安くなってきている。ですから、非常に自治体も設置しやすい状況になっているという発言を消防署の方が何度もなさいます。つきましては、このAED（自動体外式除細動器）の公共施設への設置について、御回答の中に、「今後は地理的に設置が望まれる場所、また利用状況などを考慮しながら導入を図るべく検討してまいります」という回答をいただいておりますので、その検討をどのようにしていくのか。また、設置する場合の予算、あと検討の結果の必要性などを、これはおよそ2カ月前にいただいた回答ですが、今後検討のほどはどのようにございましょうか。2点、予算と検討のことをよろしく願いいたします。

以下、自席でさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、既に御質問をいただきまして、このAED、除細動器でございますけれども、先般の防災訓練の折にもこの除細動器の訓練を実施していただいております。どういったものかということは御存じだと思いますが、そのときの多くの市民の皆さん、除細動器の関係の方からもぜひお願いをしたいということで

御要望をいただきました。私の方といたしましては、費用がどのくらいかかるかということも既に把握しておりますので、今後設置に向けて検討をさせていただきたいというふうに思っております。まだ具体的にどうするという事はちょっとお答えできませんけれども、考えさせていただきたいということで御答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷君。

7番（熊谷祐子君） 消防に関しましては、瑞穂市は単独消防の方向でいっておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

2点目は事業報告書の29ページ、市民活性費についてです。市民活性一般費に8,500万円ほど使われています。この中の補助金・交付金等の説明を見ますと、自治会長報償費1,300万ほど、自治会連合会補助金、自治会活動振興交付金、事務取扱交付金、公民館とありますが、この中で各自治会に行きますものが三つございます。自治会長報償費と自治会活動振興交付金と事務取扱交付金です。これを大きく二つに分けますと、補助金・交付金で一つ、もう一つは自治会長報償費というのがありますが、報償費というのはどういう意味合いでしょうか、お尋ねいたします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木君。

市民部長（青木輝夫君） 報償費1,360万2,000円でございますけれども、ここに書いてあります2番の自治会長報償費というものでございまして、この「等」の方を使っていただきたいと思います。補助金・交付金等の方でいわゆる報償金で支払っておりますが、この欄に一覧表で上げてあるということで御理解をいただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷君。

7番（熊谷祐子君） それは踏まえた上の質問でございます。補助金・交付金等のうちの「等」に入ります。おっしゃるとおりです。ですから、どうして補助金・交付金と別立てになっているのかというのが質問の趣旨です。わかりますでしょうか。つまり、自治会というのは、現在では町内会という名称も改められましたし、今では市の下部組織、下請団体ではなく、地縁による団体というふうに位置づけられていますね。これは1991年に自治法の260条が変わって、自治会の位置づけが市の下部組織ではないというふうに位置づけられています。ですから、交付金や補助金が行くのは筋が通っていると思いますが、この報償費というのは個人の通帳に振り込まれるわけで、どうして市から個人に対して報償として支払われるのかという質問でございます。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木君。

市民部長（青木輝夫君） 自治会長さんというのは、本当にその自治会で苦労されて、その自

治会をまとめられていると。非常に大変な仕事だと思っておるところでございます。その自治会長さんに対してのお礼としまして、報償ということで出しておるわけでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷君。

7番（熊谷祐子君） 個人の通帳に市からお金が行ってもよろしいんでございますか。自治会の決算では、毎年班長も、自治会の副会長も、書記も、会計も手当というのがつきます。これは自治会からもらうわけですね。ですから、自治会長も自治会からもらうというふうにした方が法律的にいいのではないのでしょうかという意味です。つまり私は、自治会長さんが大変だから手当をもらっていることへの意味を申し上げているのではありません。ほかの役職の人と同じように自治会からもらった方がいいのではないかと。つまり、市から自治会長の分も含めて交付金や補助金の中で渡した方がいいのではないかとという意味ですが、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木君。

市民部長（青木輝夫君） そちら辺につきましては、各自治会によっていろんな会計の仕方があるかと思われま。例えば私の町内ですと、会計、書記等には一切出てないのが現状でございます。そういうふうで、各自治会によって違いますので、総じてこうやると私の方からは言っておりませんので、一応お礼ということで自治会長さんに報償費として支払うということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷君。

7番（熊谷祐子君） 私の質問の趣旨がおわかりいただけているのかどうかちょっとわからないんですが、私は各自治会でどういうふうにするかという問題を言っているのでは全くありません。ほかの書記や会計や班長の手当の足しになるように交付金、補助金が出ているわけですね。ですから、自治会長だけ報償費として個人の通帳に払うのではなく、自治会の中でどうという話ではないんです。市が自治会に対してどのようにお金を出すかということです。報償費ではなく、補助金や交付金の中に含めた方がいいのではないかとという質問の趣旨ですが、おわかりいただけますでしょうか。もう一度答弁をお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木君。

市民部長（青木輝夫君） やはりこれは個人で出ていきますので、個人の口座に振り込ませていただくのが当然だと思います。これも全部源泉等も出てきます。その関係から、個人の方に行くのが当然と思っております。自治会の活動等につきましては、別口に交付金、補助金ということを出しているわけでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷君。

7番（熊谷祐子君） 松野市長にお尋ねいたします。

1991年に地方自治法の第260条の改正がありまして、自治会、町内会というのは市の下部組織ではなく、地縁による任意団体というふうに位置づけられたと思いますが、今のままで個人の通帳にお金を市が振り込むという方式でよろしいとお考えでしょうか、御回答をお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 私は現在の制度で問題はないと思っています。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷君。

7番（熊谷祐子君） 私は初めに3点と申し上げました。今2点目でございます。今の件につきましては、今後、各関係のところではこれが妥当であるかどうか検討されるべきであるということをおし添えておきます。

3点目に、事業報告書の20ページに総務管理費、一般管理費とありまして、この中に情報公開に関する事項がございます。この情報公開に関することから2点質問をいたします。

まず、例規集に関して質問をいたします。

この中の上から(2)のところですが、例規集データベース事業として657万7,000円が決算で出ております。その下に更新データ作成とCD-ROM版例規集30枚×4回というのが出てまいります。私たち議員20人は例規集が更新されるたびにこのCD-ROM版をもらっているわけで、4回というのは多分定例会の後にまとめて改正されているのかなと思うんですが、この例規集ですが、現在、市のホームページには掲載されていません。昨年17年度の初めに業者から市に、ホームページに例規集を載せたらどうでしょうか、年間30万円で済みますがというお話があったと、私が要望を出したときに伺っております。今回、このCD-ROM版例規集に幾らかかっているのを聞きましたら、26万円ぐらいです。そうしますと、現在市の職員の方は市内LANで全部例規集をパソコンで見られるわけですね。これを市のホームページに年間30万で載せれば、このCD-ROMの例規集をつくらなくて済み、30枚のCDをつくる以上に、市民も見ることができ、また市外の方もよその市の例規集を見て、いろいろ調べると思います。はるかにお金の使い方としては有効だと思いますが、この検討は、私は再三要望を出してきたんですが、いかがでしょうか。CD-ROM版にして議員に配っていただくのではなく、ホームページに例規集を掲載する件についてです。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、CD-ROMをつくって皆さん方に配るよりもホームページに載せた方がいいんじゃないかということでございます。

以前にもお話をお聞きしたというふうに認識をしておりますけれども、いま一度比較をして、具体的に金額についてもどういう数字になるかということ計算させていただきたいというふうに思います。実際、ホームページに掲載することが30万円、もちろんぎょうせいの方へお願いしておりますので、ぎょうせいに係る費用がどういうふうに変ってくるかということもいま一度計算をさせていただきたいと思います。できることならホームページにというふうにも考えておりますけれども、いろいろ諸般のこともございますので、いま一度考えさせていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷君。

7番（熊谷祐子君） 市の方には再三載せる必要性について、また現状について要望書に書いておりますが、ここで改めて申し上げますが、現在、岐阜県21市の中で例規集がホームページに掲載されていないのは瑞穂市だけです。そのことを申し上げても、ああ載せなくてはこの御回答がないわけですね。

これは7月27日に瑞穂市長 松野幸信というお名前で回答をいただいたものですが、このように三つ、載せる必要はないという回答をいただいております。1番、現在、例規の閲覧については窓口での対応を行っていますが、あまり煩雑にあるものではなく、ホームページ上に掲載するには費用も必要となるため、現状でも問題がないと考えています。理由の2、掲載の必要につきましては、閲覧要望がふえ、利用頻度が見込めるのであれば、必要はあると思います。3、現状では窓口対応でよいと考えています。大変、瑞穂市の議員として、また市民として気持ちのなえるような御回答をいただいておりますが、例えば一つだけ例に挙げますが、今度瑞穂市は5万人の人口に達するわけですが、5万人に達しますと議員定数も変わってまいります。5万人以上10万未満の市については、議員定数の法定上限数が30人となりますので、議員の方もこれからこの30人という枠の中で瑞穂市は何人にしていくのか検討しなければならないと思います。例えばこれ一つにつきましても、では全国の5万人から10万人のまちは議員定数を何人ぐらいにしているんだろうと、報酬は幾らぐらいだろうかというようなことをどうやって今の時代は調べるかといったら、各市のホームページから調べるわけです。それがなかったら、電話をして一々聞くこととなります。私は、けさこの議員定数のを出すのに5分かからないわけですね、パソコンで出すのに。それを、聞きに来たら教えるから必要はないと。これは市民に限定しておっしゃっているわけですが、ほかのまちの市民や関係者や議員も調べるときにももちろん必要なわけですし、第一、使用頻度、ここでは利用頻度と書いてありますが、利用頻度がないからではなくて、市の姿勢として必要だと思うんです。

きっと瑞穂市はそういう姿勢を打ち出しているはずと思ひまして、瑞穂市第1次総合計画を読みますと、やっぱりきちんと認識が書いてあります。例えば協働のまちづくりの中には、こ

のようにあります。「より市民のニーズに合った行政運営を図るため、積極的な情報公開や広聴活動はもちろん、市民の意向が市政に適切に反映されるシステムづくりを進める。情報に関しては、即時に市民に提供できるような体制づくりを進める」。聞きに来たら教えてやるというのは即時ではないと思われます。また、情報公開の推進では、「できるだけ多くの方が行政情報に触れ、まちづくりへの理解と関心を持ってもらえるよう、広報紙、掲示板、ホームページ等さまざまな媒体を活用し、わかりやすい形で情報提供を進める」、このように瑞穂市の第1次総合計画ではその必要性がきちんととらえられ、書かれています。こういう基本姿勢とやっていることがあまりにかけ離れていると思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 例規集をホームページに載せろというお話ですけども、例規集をどういうふうに使っていくかということで、何でも載せろということでもないと思います。だから、ホームページの使い方というものも我々十分考えて、その中に例規集が必要性的なものであるという認識を立てば、これは当然載せるべきだと思いますけれども、そのあたりの問題というものの議論が十分に尽くされていないんじゃないかと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷君。

7番（熊谷祐子君） そのあたりの論議・議論が十分尽くされていないという御回答でしたが、その議論・論議をここでいたしたいと思い、話を取り上げました。

現在、例規集の図書になっているものは図書館にも置かれなくなっています。これは、CD-ROM版ができる前は図書館に設置してあったそうですが、現在では図書館にもないということです。そうすると、市民にとりましては、図書館にもないし、ホームページにもない。ごく身近に例規集を見ることは以前の情報公開より後退しているということを指摘しておきたいと思います。

いま1点、関連で岐阜県の市の中でホームページに例規集を載せない最後になっているわけですが、実は全国の市で情報公開条例をつくっていなかった最後の市というのが新聞報道されていきました。これは新潟県の加茂市です。

議長（藤橋礼治君） 熊谷君に申し上げますが、議案に対する質問と少し離れておるといいますので、その辺注意してください。

7番（熊谷祐子君） そうでしょうか。この加茂市は、情報公開条例をつくらなかった立派な理由があるんですが、それにしても最後になるのは大変格好悪いという理由で、情報公開条例を全国で最後の市もつくることにしたということですが、私が申し上げたかったことは、21市の中で最後になってもやらないというのは非常に格好が悪いんじゃないかと。これは議論とはまた別の範疇ですが、そういう意味からも、ぜひ載せることを検討していただきたいというこ

とです。

もう1点、情報公開につきまして、今の例規集データベース事業の下に情報公開の状況というのが出ております。これも情報公開条例で、どのような件数があったかを情報公開しなければならないというのが決まっているわけです。平成17年度情報公開の状況は、市長に対する請求件数が17件、教育委員会に対する請求件数が1件、合計18件。決定状況は、全部公開が9件、部分公開が9件で、半数が全部公開しないということになっています。私もこの部分公開という経験をしたわけですが、部分公開の場合は、瑞穂市情報公開条例20条によると、審査会への諮問を速やかに諮問しなければならないとなっています。ちょっと言葉が足りませんでした、部分公開、全面公開ではない場合に、不服があれば申し立てをすることができる。申し立てに対しては、処分庁・審査庁、つまり瑞穂市のことですが、これは速やかに諮問しなければならないとなっていますが、この審査会というのは、この17年度に部分公開が9件あったわけですが、不服申し立てがあった場合に審査会というのは設置されていたのかどうか、ちょっとお答えください。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） 昨年、平成17年度につきましては不服申し立てがございませんでした。よって、この審査会は設けてありませんでした。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷君。

7番（熊谷祐子君） そうしますと、この瑞穂市情報公開条例で瑞穂市情報公開審査会の設置等というのが23条からありますが、先ほど申し上げました第20条の規定による「諮問に応じ、不服申し立てについて調査・審議するため、瑞穂市情報公開審査会を置く」と、置いてもよいわけではなくて、置くと。そして、速やかにこの審査会に諮問しなければならないとなっているわけですが、置いてないということは条例違反になるのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） 現実の話、これまでそういった不服申し立てがなかったということでこの審査会を置いてなかったということで、条例違反というような認識はいたしておりません。こうした不服申し立てが出た段階でその審査会を設けるといような計画を持っておりました。以上です。

7番（熊谷祐子君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷君。

7番（熊谷祐子君） 市長にお尋ねいたします。

合併時に審査会についての協議はどのようであったか。また、旧巢南町、旧穂積町に審査会

は設置してあったのか。それとも、不服申し立てがある段階で設置すればいいという方向だったのか。合併協議のときに、市になってからも審査会は不服申し立てがあったときに設置するという合併協議内容だったのか、お聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 合併する前におきましては、穂積町には審査会がありました。それから、巢南町は情報公開条例そのものが設置されておりませんでした。そういうことですので、合併してから新しく今の条例で動いておるといふふうに理解していただきたいと思います。

7番（熊谷祐子君） 答弁漏れですが、市になったときに審査会についてはどのような話し合いが。

市長（松野幸信君） ですから、今の条例でやっていくということで協議しております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷君。

7番（熊谷祐子君） もう1点、答弁漏れだったと思いますが、合併したときの合併協議会で、審査会の設置について、不服申し立てがあったときに設置するという方向で話し合われたのか。それとも、市としては設置しなければ委員会を置くという条例になっておるわけですから、あったときに置くというふうにはなっていないわけですから、審査会の設置について、合併のときに審査会を設置しなければならないという話し合いがあったのかどうかをお答え願います。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今の件は、私が先ほど答弁申し上げましたように、要するに合併協議会ではこの条例で整備をしていくということを決定しておるといふことでございます。だから、委員の選定とかそういうものは議論の中には入っておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷君。

7番（熊谷祐子君） 確認させていただきます。

つまり、委員は5人、識見を有する者を市長が任命するということが条例にあると思いますが、委員の任命というようなことは合併協議のときにはなかったということは、審査会を当面はつくるということにはなかったという解釈でよろしいですね。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの件はなかったというふうに聞いております。

〔発言する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷君に申し上げます。

7番（熊谷祐子君） はい、以上で結構です。

議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合により暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時29分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） きょうは総括質疑ということでございますので、ルールに沿ってお尋ねをするわけではありますが、ルールとは、議案に対しては市長から概要の御説明をいただきました。きょうは、それについての皆さん方の勉強されたお尋ね、それにまだ満たない場合は各委員会に付託されて、十二分に審査して委員長報告ということになっておりますので、ルールを逸脱して私は質問する気はございません。簡単にお尋ねしますが、答弁の内容によっては時間が長くなるかもわかりませんので、十分に誠意を持った御答弁をお願いしたいと思います。

55号議案の平成17年度の瑞穂市一般会計歳入歳出の決算の認定ということでございますが、この認定についてはおおむね私は了承をするつもりであります。ただこの認定に対しましては監査報告もいただいております。監査の内容については意見書も添えられておりますので、その辺の範囲内は質問をいたすつもりはございません。

と申しますのは、簡単に具体的に申し上げますと、各項目の支出がありますが、補助金の支出が総件数にして総額幾らであるかということと、委託費の支出は総件数について幾らあるかということ、それからそれについての監査が十二分になされておるかどうか、その質疑の御答弁をしっかりとやっていただきたい。その答弁次第によってはお尋ねを申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、お手元の監査委員さんの資料の意見書の最終ページ、66ページをごらんいただきたいと思っております。

補助金の総額でございますけれども、負担金を合わせまして17億 5,489万円でございますし、そして委託費でございますけれども、総額16億 7,181万 3,757円ということでございます。以上でございます。

〔「答弁漏れ」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 総務部長、もう一度答弁願います。

総務部長（関谷 巖君） 件数につきましては、ちょっと調査をさせていただきたいと思っております。

この決算につきまして、すべて監査委員さんにお目通しをいただいております。そして、質問に対して答弁をさせていただいておるという状況でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 9番 山田君。

9番（山田隆義君） それでは、自席でこの関連をお尋ねしたいと思います。

今、お尋ねは、補助金の件数と総額、委託費の件数と総額ということと、もう一つはこの2点についての監査が十二分に行われておったかどうか。それと、この監査報告の中で十分報告を吟味されておるかということをお尋ねするわけ、それについての件数はお答えがない。それから、監査に対しても、監査の趣旨に沿ってなされておると思うと、「思う」と言って今答弁されました。私は、思うということでは逃げさせていただいては困るんです。ということは、ここに議会の監査委員がおられますが、その答弁を求めるとのことだと、基本的には代表監査委員が答弁をすることになりますが、それもよほどのことがない限りはここへ代表監査委員をお呼びして答弁を求めるとはできないという状況でありますので、過去の例からいって皆無に等しいということでもありますので、全体の所轄の議案に対する答弁は総務部長が曲がりなりにもきちっと答弁をしていただかないと、私は総括質疑をしておるわけですから、まるきりとんでもないことを言っているわけではないので、これは認定議案でございますから、提案に対して、また監査報告に対してのお尋ねをしておるわけですから、きちっと御答弁をいただかな困ります。監査の範疇に入っておるかどうかと。きちっと今の2点について監査をされておるかどうかと。まず御答弁をお願いします。思うだけじゃだめです。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） 私の発言の仕方がちょっと申しわけなかったんですけども、決算につきましては監査委員に監査をしていただいております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 9番 山田君。

9番（山田隆義君） 監査指針に従って監査委員にゆだねておるので、その趣旨に沿ってやっていただいておりますものと思うとおられますが、それであるならば私は申し上げます。私は、この監査報告は事務的な監査が主体であり、議会の議決に沿って行政面における監査は不十分であると。なぜならば、そこまで監査をやるということであれば、その範疇に入っておるということならば、監査委員の費用は114万の執行ということで決算報告に出ておるわけですが、114万では私にはできないと思うんですよ。私が思うのではなくて、ある筋からきちっと裏もって、到底できないとも言われております。ある筋でございますから、だれかれは言いません。だれかれ、とことんまでやれというならば言いますが、114万では事務的監査が主体であると。いわゆる予算の金額、それについての領収書はあるかないかというのが監査の中心的内容かと私は思っておりますが、議会の議決に沿って市長は厳正に執行すると今まで言われておりますので、その執行はきちとなされるのかどうかというチェック機能が、中まで突っ込んでいくとなりますと、僕は権限ございません。だから、その点についてしっかり

と御答弁をいただかないと困ります。総務部長がきちっとやれないというならば、代表監査委員に招集をかけていただいて、代表監査委員にお尋ねをしたいと思いますので。思うだけでは困ります。よろしくをお願いします。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘の件につきましては、私ども監査委員さんにきちっと対応をさせていただいておるといふふうに思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 9番 山田君。

9番（山田隆義君） それで私は信用して下がるつもりはございません。ゆだねてきちっと監査をしていただいておりますことを責任持ちますと答弁されれば、私はそれ以上お尋ねいたしません。思うということは余裕を残しておることでもありますから、これは特別会計を含めて、約180億前後の予算執行をしておるわけですから、私ども議員は中まで突っ込むだけの監査権はございません。それをやろうと思うと、百条委員会を設けて物すごい難関を突破せねばなりませんので、なかなかできません。だから、私は監査委員の職責は重大であると。

なぜ申し上げるかという、県の裏金問題、これを梶原知事は当初、私は関与してない、知らんと言っていた。うちの人も恐らくは、よほどのことがない限りは私は知りませんと、関与しておらんと。恐らくだれでも言うと思うんですよ。

うちの市長は賢明な人やで、知っておった、違っておった、違わなかったとはっきり言われる人ですから私は疑う余地はないんですけど、その信頼を高く認識し、市民に信頼をしていただかないと、税の徴収においてもだんだん協力していただけなくなるということがありますので、県の始末状況によっては、今の市民の間では、もうとにかく何をやっておるかわからんと。中のどういうところへ使っておるかわからへんと。下手に支払いする必要ないなあという意見も増幅されておるんですよ。県の方は、だからわしら関係ないということじゃないんですね。うちも住民税等、きちっと税に基づいて予算執行しておるわけですから、いわゆる疑惑の払拭のためにはしっかりやっていたらかならんし、特に来年4月の市長選については、うちの市長も非常に頭のいい方でございますので、近隣にない頭脳明晰な方ありますので、私は意欲を持っていただきたいと思っておりますので、信頼をしっかりとつくっていくための監査能力の強化を、私はそういう意味で言っているわけですから、今局長が何か横へ広がっていつてしまっておるじゃないかと、ぱぱぱと暗号を送っておるけれども、私は決して暗号を送っていませんよ、認定議会ですから。だから、監査一本に絞ってお尋ねしておるわけですから、総務部長、きちっと責任持つと言っただけであればいいですよ。監査をしていただいておりますと、思っておるだけで逃げるつもりではあかんよ。思っておる程度で断言することができないんだったら、代表監査委員の大石監査委員の御招集をここへお願いして、私の質問に対

して本人にお尋ねする機会をつくってほしいと思いますので、よろしく申し上げます。その答弁を、総務部長、してください。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、監査は厳しく監査委員さんに実施していただいておりますが、我々は監査を受ける側の立場として、全面的に資料も提出し、説明も申し上げて、きちっと監査委員さんに監査をしていただいております。私の方で監査委員さん側の立場で責任を持つということはここで言えませんので、どういう立場でということによって今困惑しておりますが、私どもは監査委員さんに対してきちっと監査をしていただいております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 9番 山田君。

9番（山田隆義君） それ以上言えないと。私が監査に対して責任を持つとは言えないと、そういうことを私は想像しております。

そうであるならば、きょうは、17年度の予算執行に対する監査報告も踏まえて、最終段階として議会でそれを認定するかないかという重要な議決議案でございますので、その前の監査の内容についてきちとした答弁できんと言われておるわけですから、一番初めの議会で代表監査委員の監査報告をされておりますが、それについてのお尋ねをしたいと思いますので、ここで答弁できないということならば、ここへお越しいただいて、その範疇についての御答弁を私が求めることは当然のことでございますので、それをお認めいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により暫時休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時50分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 9番 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 議長から御指名をいただきましたので、議案第55号平成17年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についての総括質疑が今続行中ではありますが、暫時休憩の後、現在再開されたわけでございます。その経緯は、午前中にこの議案に対しまして総括質疑の中で委託費の問題、それから補助金の問題について、監査報告の中で意見書も付してされておりますが、十二分に範疇に入っておるのかどうかということも含めてお尋ねいたしたところ、その範疇に入っておるか入っておらんかと不透明な部分がありまして、暫時休憩の後、全協を開かれまして、議会運営委員会にその審査をゆだねられ、その後、結論に沿って全協の後、今本会議が開かれたわけでありますが、その経緯を踏まえて私は承諾をいたしました。

その経緯は、簡単に申し上げますと、議会運営委員会では、決算認定の議会であるので、その議案の審議のときには代表監査委員も出席すべきが普通ではないだろうか。しかし、きょうこれからお越しをいただくと要請しても、前もって要請するという手続もあるというような観点で、要請したけれどもお越しにならないという場合はやむを得ないと。そうであるならば、後日、恐らくこの議案は総務委員会に付託されるであろうと想定されますので、総務委員会に代表監査委員の御出席を得て、十分に議論を交わして、委員長報告の中で報告していただいたらどうかというように議会運営委員会ではなりました、その後、全協で議論を交わした結果、おおむね了承ということ。そういう中で、総務委員会へ付託された場合は、その総括の中で求められておる山田議員は総務委員ではないけれども、総務委員会の部内権限を与えて、その二つの問題については質疑を十分やってほしいと。そして、議会がスムーズに進められるように協力願いたいという御意見が出まして、全員協議会もおおむね了承ということで、1時半からの本会議再開ということになりました。

その手順を十分理解いたしまして、議会はスムーズに進行しなきゃいかんし、かつまた中身の濃い審議をするところであるので、そうした両面をとらえていい結論にさせていただいたなあと、思って感謝をしております。そういうような方向でその問題については終結いたしましたので、私も了承いたしました。その質問についてはこれでいたしません。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 4番 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 議席番号4番、翔の会、浅野でございます。

各議員のお手元にあります一般会計歳入歳出決算事項別明細書の40ページに土地建物売払収入ということで4,861万4,000円と記載されております。また、瑞穂市一般会計歳入歳出決算事業報告書の14ページ、不動産売払収入ということで同じ金額4,861万4,000円と。この土地はどこの土地で、また土地を売り払われた経緯を御説明いただきたいと思ひます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、これは巢南地区の田之上下高田814番地ほか3筆の土地でございます。面積合わせまして2,187平方メートルでございますけれども、これを岐阜工業という会社に売却いたしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 4番 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 岐阜工業の土地ということで、これがいつ行政さんの方に幾らで購入されて、それで今回この値段で売ったという年代的な経緯を説明していただきたいと思ひます。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） この土地の経緯につきましては、途中でいろいろ交換等の手続がなされておりますので、昭和63年11月28日になっておりますけれども、土地の所有者から当時の巢南町の土地開発公社が一部買収をいたしております。それで、平成4年4月でございますけれども、この土地を土地開発公社から巢南町が再取得をいたしております。そして、今日に至るまで道路の拡幅改良事業等いろんなことで分筆されたり合筆されたりということで、最終的に2,187平方メートルになったわけでございます。当時、土地を取得いたしました価格は5,105万5,000円でございますし、そして巢南町が再取得をいたしました額が7,213万1,000円でございます。そして、岐阜工業へ売却した額は4,861万4,000円で売却したということでございます。経緯につきましては以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 4番 浅野君。

4番（浅野楔雄君） 今、御説明いただきますと、その中で一つ問題になるのは、今、市長がお見えて非常に言いにくいんですけど、土地開発公社というのは旧穂積で大問題になって、訴訟事件まで起きたと。また、刑事責任云々という事件まで発展したことを、当時の旧巢南町さんの方がやっておられて、それをまた今度5,105万が7,200万、それで4,800万、何か大分公金が損をしているというところが見えてくるんですけど、この辺の対応を今後行政さんは、今回売られたのが4,861万4,000円ですので、だんだん差額が出てきて、旧巢南町さんの失策というか、あれを瑞穂市に合併してこうして始末していくというのも大疑問に思いますので、今後こういうことがないように、ひとつ十分精査していただきましてよろしくお願ひしたいと思いますし、また今、土地特別委員会もございますので、その特別委員の委員長さんにお願ひしておきたいんですが、この土地問題を十分調査していただいて、きちっと整理していただくということをお願いしまして質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 2番、会派翔の会所属、篠田でございます。

今審議しております議案第55号平成17年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてなんですけれども、私はこの歳入歳出決算書を見ておった折に、ひょっとしたら漏れがあるのではないのかなあというふうに感じております。といいますのは、17年度において駅前広場整備事業で、みずほターミナル整備ということで1億6,700万円を支出しております。その後に、このみずほターミナルはみずほバスの待機所、あるいは岐阜バスにおける大野線、北方円鏡寺線のバスの起点駅となっております。しかるに、岐阜バスさん等々からの収入が歳入の中の雑入を見て

もどこにもないということは、瑞穂市が心広く、岐阜バスという一法人の利益に供与しているのか、あるいは歳入交渉を忘れたのか。この厳しい時代になってきたのであれば、企業のごとく行政も収入・収益を考えて適切なるお願いをすべきではないでしょうか。このことについて、関谷総務部長、よろしく答弁お願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますけれども、バスターミナルを岐阜バスが利用しているということでございますけれども、私どもはあくまでも多くの市民の皆さんが御利用されるというようなことで、公共性をかんがみて利用料金は徴収していないという状況でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 篠田君。

2番（篠田 徹君） 今の部長の御答弁、多くの公共性をかんがみては、どちらの公共をかんがみてなんでしょうか。瑞穂市民の公共をかんがみてなのか、広く広域をかんがみてなのか、いろいろな見解があるとは思いますが、土地を取得して、財産として瑞穂市には残っておりますが、市民感情として、やはりあのバスは乗り入れてくる人たちに利便が高まっているんじゃないかなというような声を、別府地区に住む議員として多く聞いております。また、「あその今後の整備にかかって、まだまだ篠田さん、お金がかかるんでしょう。市の支出があるわけですね。その折において本当に瑞穂市がなぜなの」という声を多く聞いております。そういうことについて、市長、いかがお考えでしょうか。よろしくお願い申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 岐阜バスはなるほど私企業でございますけれども、公共交通機関ということでの公共性ということで重視しております。じゃあ、ターミナルをあそこにつくって、積極的にそういうバス路線の穂積駅へ入ってくるのを誘引しておることにつきましては、いろいろと御意見はおありになると思いますけれども、やはりまちの発展というのは、町の中を一人でも多くの人が入り出す、歩く、またそこに触れ合い、いろんなものがあってなるんだと思います。そういう意味で、私はあそこにターミナルができたことによりまして、かなりの方が瑞穂市の中へ足を踏み入れていただけるようになってきているということで、かなりの効果があるというふうに認識しております。これからも駅の周辺の整備というものはさらに進めまして、極端なことを申し上げますと、長良川と揖斐川の間に住むの皆さんは積極的にJRを利用されるときには穂積駅を使っていただくと。また、穂積駅を使った方が便利だというような形に整備ができていったらいいというふうに思っておりますので、町内の方から御指摘の、まだこれからも投資をかなりするんじゃないのというお話ですけど、むしろ整備は積極的にやるべきだと、このように考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 篠田君。

2番（篠田 徹君） 市長のお考えはわかりました。しかし、住民感情はそのようにはいかないと私は思っております。しかし、我々議員はやはり議会の中で議決をし、事をなしていくのであれば、その考えを市民の皆さんに伝えながら、またその意見をいただきながら、このような場をいただいて真摯な議論をしていくのが議会ではないかと思っております。そのように考えるのであれば、やはりあのターミナルの必要性、意義をどのように伝えていくか、またその公正性をいかに伝えていくか真剣に考える中において、今後の市のかじ取りをよろしくお願い申し上げて、私の質問とさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 12番 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 12番 松野です。1点についてお伺いいたします。

総務の歳出ですね。樽見鉄道の関係です。樽見鉄道の運営維持費の補助金ということで、880万円予算執行されておるわけですね。16年度は350万円ということですが、17年度につきましては、新駅、あるいはいろいろな設備投資、公開ということで、それ相応の各自治体への補助金だというふうに理解しておるんですが、第三セクターの樽見鉄道も効率化を求めているいろやっておるんですが、なかなか収益が上がらないということでございます。したがって赤字が続くわけですけれど、今後の第三セクターのあり方といいますか、交通形態の方法といったもののお考え、それから18年度にモレラができたということで、多分利用する人が多くなったと思っております。残念ながら私は乗っておりませんで、細かいことまで質問できませんが、どのくらい収益が上がっているか、人数はどのくらい乗っているかということがわかれば教えてほしいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問でございますが、御存じのように赤字続きということで、全国どこの第三セクターも黒字にはならないということが示されておる中で、樽見鉄道についても平成17年度の経常損益では1億1,200万円の赤字になっておる状況でございます。公共交通機関として存続を求められておるわけでございますけれども、今それをどうするかということで、協議会の方でその方向づけをなされておるところでございます。

そして、もう1点のモレラによってどのくらいの乗降客があるかということでございますけれども、ことしの4月21日にモレラが開店をいたしましてから、6月の上旬までしかちょっと数字をつかんでおりませんけれども、3万8,300人が増員しておるといふ数字をいただいております。なお、平成17年度の1年間の乗降客ですけれども、約68万人という数字でございます。

以上でございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 8番 堀孝正君。

8番（堀 孝正君） 8番 堀でございます。

17年度の決算全般にわたりまして質問をさせていただきたいと思っております。

この17年度の予算を振り返ってみますと、当初、瑞穂市の一般会計予算は118億で、ハリヨ公園を初めとしてということで新聞にも大々的に載りました。それが、いろんな問題がありまして、いろんな経過があったわけでございます。そんな中で、最終的には118億が120何億になって決算の認定が出されたわけでございます。そこで、当初118億の事業を遂行するに当たりまして、公共施設の整備基金の繰入金約2億円、さらには財政調整基金を3億8,600万取り崩してこの118億の予算を組んだわけでありまして、

そんな中にありまして、取り崩したのにこれを使ってないということでございますが、本来でございますと、それをしなかった場合は減額補正をかけて、この経過を見ますと、繰越金が当初は2億5,000万でありましたが、9億6,000幾らが入ったというようなところから、そんなときに予算の組み替え等をして、金額としては変わらないけれども、減額補正をかけていただいてきちきちとやっていただくと、最終的なあれがわかりやすくつかめるわけでありまして、

そんな中におきまして、17年度末の3月議会において累積の支出、予算の執行状況も大分つかめております。その中において、このくらいの大体の剰余金が出るから、それを公共施設の方へ6億9,500万、さらには今までの借り入れの返済のための減債基金に3億1,300万積みませてもらいますといったあれを3月の議会で、本来でしたらやはりきちとして、最終的には不用額でこれだけの繰越金になると、こういうわかりやすく出るとあれですが、私もこれをずっと見ておりますと、数字のマジックのようなもので、ちょっとつかみにくいところがあるわけです。ですから、繰り上げ償還があったんだろうか、あったのなら幾らであったのか、それもよくわかるようにすると、いろんなことがわかりやすくできるわけでありまして、なぜそういった最終的な形をとられないのか、そこら辺のところをお尋ねしてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問の件でございますけれども、年度当初におきましては一時的に歳計現金が不足するということで、基金からの取り崩しをする必要があったということで計画をいたしたわけでありまして、御指摘ございましたように、年度末近くになってまいりまして、見込みを立てる時点で5億円近い剰余金が見込まれるということで、財

調とか基金からの取り崩しは不必要になってまいりました。

なぜその時点で補正をやらなかったかということでございますけれども、実は財政調整基金につきましては修正議決をいただいております。修正されたものにつきましては、執行部側がそれを増額したり減額するということは道義的にどうかというような疑問を持っておりますので、そういった議会を冒瀆するようなことはとても私どもはできませんので、そのまま減額補正を行わなかったというような経緯でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 8番 堀君。

8番（堀 孝正君） 今、権限的にそういうことができるということでありますので、それ以上はあれでございますが、本来でしたら、わかりやすく全協なり、そういったところでも説明をこういうふうにさせてもらうというような、そのくらいのあれは議会にあってしかるべきではないかと思うわけでありまして。本当にこれを見ておりますと、私、計算しておってもわかりにくいところがございますので、今後は、できれば途中でそういう説明なり何なりを、ある程度は例月の出納検査をしながら出てくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。もちろん、市債におきましてもでございます。また、交付税も当初は10億で最終的に13億でございますから、これはある程度予算の幅を持たせなくてはいけないとわかるわけでございますが、市債におきましては、目的を決めて借金をするわけでございますのであれですが、できればそういった繰り越しがどういうふうであれだったかという詳しい説明を途中にいただくと、もっと透明性のそういったことが見えるんではないかと思ひますので、今後そういう形で御説明をいただきたいなと思ひますので、一言申し上げました。以上であります。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、先ほど熊谷議員が取り上げました例規集と情報公開の2点に絞って質問をさせていただきたいと思ひます。

まず例規集でございます。

熊谷議員の先ほどの質問は、CD-ROMについては30枚の4回で約26万円かかっていると。それに対して、ホームページに掲載をすれば約30万かかる。どちらが住民にとって有効活用できるかというふうな内容の質問だったと思うんですけれども、そもそも例規集の問題について行政の側から考えれば、住民に対する説明責任をどう果たしていくのかということだと思ひます。さらに、住民の側から見れば、行政に対する知る権利をどう担保してもらえるかという問題だと思うんですね。この両方をどのように担保するかということだと思うんですけれども、改めて確認をしておきたいんですけれども、この例規集の予算要求は担当部局において行って

いるのかどうか、そのことをまずもって確認をしておきたいと思います。

そして、次にはCD-ROM30枚の4回で26万2,000円とホームページの約30万、どちらが少ない経費で最大の効果を発揮できるとお考えなのか、このことについては市長にお聞きをしておきたいと思います。そして、そのどちらが市政への市民参加の促進に資することになるとお考えなのか、そのことをまずもってお聞きをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） ただいまの御質問の中の例規集の予算要求はしておるのかということですが、当然予算要求はしなければCD-ROMをつくることはできませんし、今簿冊になっております加除もできませんので、当然予算要求はいたしております。

そして比較については、先ほどもお答えしましたように、また改めて計算をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 例規集に関連した予算としてはトータルでの金額は査定をしておりますけれども、どういうふうに活用していくかということはそれぞれの担当ポジションの考え方になるわけでございます。

それで、今のホームページに載せるのとCD-ROMをどうするかという話は、今配付しておりますCD-ROMとホームページに例規集を載せるというのは、使用の目的が若干違うと思うんです。ですから、これはどっちをとるかという話じゃなしに、それぞれについてどう考えるかということで議論をしなければいけないのではないかと思います。端的なことを申し上げまして、それじゃあホームページに載せたから各議員さんにお渡ししておりますのはやめると言ったときに、皆さん御了解いただけますでしょうか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 一つは、答弁がやはり漏れていますね。どちらが少ない経費で最大の効果を発揮できると思いますかということをお聞きしたんです。それに対する答弁はありません。市政への市民参加の促進にどちらが資することになるとお考えですかということをお聞きしたんで、市長の答弁は、議員さんにお配りしているCD-ROMという話がありました。全然私の質問に答弁をされておられません。

今の答弁をせっかくしていただいたわけですから、それに関連してお聞きをしておきますけれども、再度、CD-ROMの目的は何なんでしょうか。それをお聞きしておきます。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷巖君。

総務部長（関谷 巖君） このCD-ROMにつきましては、それぞれ議員の皆様方に1人1枚ずつお配りして、そして条例の内容を精査していただくということで配付をさせていただ

ております。

19番(西岡一成君) CD-ROMについては議員に配付ということで理解をさせていただきますけれども、私が先ほど申し上げたのは、例規集というものは議員に対してだけ配付をするということではなくて、まさに行政の住民に対する説明責任をどう果たしていくのか、どう担保していくのかという側面からお聞きをしておるわけですね。もう一つは、住民の行政に対する知る権利をどう担保するかという観点から例規集を位置づけるということです。市長は議論をどうするか、あるいはどういうふうを活用するかというふうに言っておりますけれども、私は論点を行政の側からと住民の側からと両方提供させていただいておる。それを踏まえて、要するにホームページに、結論から言えば載せるということがまさに住民の知る権利にこたえ、かつまた行政の説明責任を担保することになるのではないのでしょうかとっておるんです。そのことについて答弁を求めておきたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 総務部長 関谷君。

総務部長(関谷 巖君) 市民の皆さんに対して行政側の説明責任ということでございますけれども、私どもはいつでもその窓口を開いておりますし、御要望があればいつでも提示するということは今までどおり進めて、現在も進めております。

CDとホームページとどちらがということでございますけれども、それぞれ要求側の取り方もございますので、こうしなければならぬというふうではないというふうには、あくまでも我々は御要望があればいつでも提示をさせていただくということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長(藤橋礼治君) 19番 西岡君。

19番(西岡一成君) 私の耳が聞こえないのか、言っていることがよくわからないのか、それがよくわかりませんが、市長は、とにかくIT時代を迎えて、どの自治体よりも先というぐらいにインターネットを導入されて、全庁LANを完備されたと。そして、御自身も常にインターネットを検索されておるというふうな話も聞いておりますけれども、そういう方であればあるほどホームページに、まさに例規集というのは住民生活全般に係る決まりや、あるいは制度を載せているわけですね。それを提供するという事は、当然出てくる話じゃないですかね。住民との双方向の交流というふうなことも、インターネットを活用することに関して、過去に市長は非常に強調された経緯があると思うんですね。だとすれば、当然そういうふうな例規集を、住民の便宜を図っていく、住民の市政への参画意識を高めていくというふうな側面から考えても、載せることに何ら否定的要素はないんじゃないですか。総務部長じゃなくて市長、教えてください。否定的要素は何かありますか。

議長(藤橋礼治君) 市長 松野幸信君。

市長(松野幸信君) ちょっと議論が議案とは離れたところへ行っちゃったようでございます

ので、これ以上議論を私は進めようとは思っていませんが、まず一番初めに西岡議員の御指摘の問題と私の答弁とがずれているというお話について申し上げますと、CD-ROMでこれだけ金がかかると。ホームページ載せたときはこれだけの金がかかると。要するにどっちがいいのかというお話ですから、片方、CD-ROMをやめてホームページだけにするということが簡単に物事は処理できますかということをお願いさせていただきます。ですから、議員さんに資料として、前はペーパーの例規集をそれぞれの方に全部お渡ししておりました。これをCD-ROMに変えたということだけでございますから、それぞれの議員さんにお渡しすることは、議員活動していただく上におきましても、これはホームページに載っているからいいじゃないのというのは論理的に通らないというふうに思っております。ですから、それはそれ、例規集をホームページに載せるか載せないかという問題はまた一つの議論というふうで、私は絡めて議論をすべきではないというふうに考えております。

それじゃあホームページに例規集を載せるのか載せないかという最後の御質問に対する私の考え方でございますけれども、御指摘の意味もよくわかりますし、私はできるだけいろんな情報は出していくべきだという基本的な考え方を持っておりますので、これにつきましては、手続上の問題とかいろんなこと、ただ金銭だけでは済まない問題もございまして、そのあたりは十分にチェックしながら検討を前向きにさせるということで答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡君。

19番（西岡一成君） 今市長に答弁いただきましたけれども、一番冒頭の質問の趣旨と執行部の答弁を聞かせていただきまして、CD-ROMは議員用であるということがわかりましたから、しからばホームページ上に例規集を載せるということは、要するに行政の側からの住民に対する説明責任としてどうなのか。さらには、住民の側から見て、知る権利を保障するという観点からどうなのかというふうに質問を続けてきたわけでありまして、その点はお互いにすれ違いのないように確認をさせていただきたいと思っております。

それで、最終的には今前向きに検討するというふうにお答えをいただきました。それで、前向きに検討をしていただけるということを確認したんですが、前向きといいましても、12月もあれば3月もあって、そして今度はもう市長選になってしまうと。前向きにと答弁された市長がいる場合もあれば、いない場合があるかもしれないわけですから、そういう観点からいって、松野市長が今この席で答弁されたわけですから、その前向きの具体的な期限をきちっと切っていただきたい。それほどこの手続上の問題を検討して、載せるか載せないかに時間を要することはないと判断をいたしますので、ぜひその期限について答弁を求めておきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 当然私どもは、物事を検討していくときには予算編成が一つのベースに

なるというふうに考えております。ですから、それぞれの予算編成の時期には一つの答えを持っていきやいけないという認識でおります。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡君。

19番（西岡一成君） では、きょうのところは、予算編成のときに例規集をホームページに掲載することについては前向きに検討していくというふうに答弁をされたということで確認をさせていただきたいと思います。

それでは次に、情報公開の運用の問題について質問をさせていただきます。

先ほど熊谷議員は、17年度決算の質疑において情報公開審査会というものがあったのかなかったのか、こういう質問をされております。それに対して、関谷部長はなかったという答弁をされたと思います。そしてさらに熊谷議員は、条例違反になるんじゃないかという質問をされました。それに対しては、そのような不服審査、いわゆる異議申し立てのような事例というものがなかったから……と、そういう答弁だったと思うんですね。熊谷議員の質問の趣旨、答弁を求める中身はそういうことじゃなかったと思うんですね。つまり、条例違反になるのかならないのか。事例がなかったから……では答えになっておらんです、そんなものでは。事例がないから審査会を置かなくてもよいというふうに判断をしたのかどうなのか。その点はどうか。そして、それを踏まえて、だから条例違反ではないというふうに主張するんですか。その点をちょっとはっきり答弁をしてください。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） 御指摘の件でございますけれども、瑞穂市公開条例の23条に情報公開審査会の設置ということで、瑞穂市情報公開審査会を置くということでここに記載されております。このことは私ども承知しておりましたけれども、先ほども申し上げましたように、この審査会を開く要件がなかったということで延ばしてきたという状況でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡君。

19番（西岡一成君） ですから、結局は異議申し立てがなかったら置かないという規定じゃないですね、この規定は。そうではなくて、23条の第1項は、諮問に応じ、不服申し立てについて調査・審議するため、瑞穂市情報公開審査会を置くという規定なんです。これを社会通念上、普通に解釈をすれば、要するに公開請求をして、あるいは部分公開、あるいは却下された。それに対して不服があるというときに、まさしく住民の知る権利をとことん民主的に担保していく制度として、公開請求の権利と同時に、逆に異議申し立ての救済機関も同時に設置をするというのが普通の理解だと思うんですね。もし、この本会議場で、また市長にも答弁をお願いしますけれども、総務部長が、この第23条の第1項の規定の解釈は、異議申し立てがなさ

れたときに審査会を置くという規定であるんですと堂々と主張するのであれば、してください。ちゃんとしてってください。私はそういう解釈は大間違いだというふうに思っていますので、そのところを明確に確認をまずしておきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） これは、先ほども申しあげましたように、審査会を置くということは承知しておりましたけど、延ばしてきたという状況でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡君。

19番（西岡一成君） もうごちゃごちゃ言わずに、すっきりと条例に違反していました。置くべきところへ置いていなかった。それは私どもの職務怠慢ですということできちっと自己批判をすべきじゃないですか。そういうところをすっきりしなきゃだめなんです、筋を通して。こう言ったから、また特別、関谷部長を個人攻撃でいじめようなんていう気持ちは全くないんです。そんな次元の問題じゃないんです。やはり総括をちゃんとするという事なんですよ。総括をするのは否定的にするんじゃないんです。前向きに前進するために私は申し上げておる。個人的な恨みつらみとか、そういう観点じゃありませんので、行政として責任を持って、情報公開の運用について、自分たちの怠慢についてきちっと自己批判的に総括をすべきではないですか。もう一度繰り返してお聞きをいたします。

〔「議長、動議」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 篠田君。

2番（篠田 徹君） 適切なる議会議事の執行と、質問内容の精査をされて答弁を求めることを動議として提案します。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合により暫時休憩します。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時15分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 2番 篠田徹君。

2番（篠田 徹君） 先ほどの動議を取り消します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） それでは、19番の西岡君。

19番（西岡一成君） それでは、市長の答弁を踏まえさせていただきまして、あと情報公開に関連をして一つお聞きしておきたいんですけれども、何に関連するかというと、地方債の内訳に関連をいたします。

17年度では7本の地方債が発行されておりましたね。問題は、それをどこでどれだけの利率で借りたかということを知りたいんですけども、金曜日のときに情報公開を広瀬捨男議員が行いまして、非常に執行部の方にも短期間という問題の制約が現実にございます中で、地方債のすべての本数について、何年に、どういう事業に、どこから幾らで借りたか、これを出していただきたいという情報公開請求をさせていただいたんですけども、金曜日の市長のお話では銀行名だけ出して、金利については、それはちょっと出せないというお話だったんですね。きょうの朝、広瀬捨男議員が関谷部長からいただいた起債残高の一覧では、今度は銀行の名前はもちろん、利率も両方なかったんです。それをいただいております。ですから、そこで確認をしておきたいんですけども、議員の資料請求という形の場合と、本件の場合は情報公開制度を活用して、利率と銀行名のないものをいただいた。ですから、資料請求じゃありませんので、情報公開制度として地方債に関して請求したときに、この銀行の利率と銀行名、あるいは政府の関係もありますけれども、それが全部ないようなこういう形以外はもう出せないということなんでしょうか、それをお聞きしておきます。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 情報公開のあくまでも基本は、関係者の了解を得ないと出せない情報もあるということを理解しておいていただきたいと思います。現実の問題としまして、取引先との間の関係において何%の利率を設定するかということは、営業政策上、非常に大きな意味がありますし、またそれが公表されることによって取引先の営業活動に大きな影響を与えるということもあるわけでございます。現実、実際に過去におきまして、そのあたりを取引金融機関に照会申し上げたときもそういう答弁で、情報の公開についてはやめてくれという文書をいただいたような記憶もございます。そういう関係がありまして、少なくとも利率の公表はできないということをはっきり申し上げられるかと思えます。

それから、取引先の銀行名をどうしたかということでございますけれども、個々の金融機関についてどこから借りているかということは、先方から見るとどこにどれだけ貸しているかという話になるわけですので、どの程度影響を与えるのかということは先方の意向も聞いてやらないといけないということで、先方に照会をするだけの時間がなかったから私は抹消したんだというふうに理解をしております。

ただ、申し上げられることは、政府債については公表してもいいんじゃないかと。要するに縁故債と政府債とありますけれども、政府債については公表してもいいんじゃないかというのが私の感覚でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡君。

19番（西岡一成君） 今御答弁いただきました中で、政府債については公開してもいいんじ

やないかということは、公開しない根拠というのが見当たらないですね。国家が国民に対してどれだけ実際に貸しているかということのを隠してしまうというのは、県庁の状態よりも隠ぺい体質がひどいと思いますね。それはそれでいいんですけども、あと縁故債についても、物の論理の問題として考えたときに、要するに建設請負で入札をして落札をする。その結果について事後公表するというときに、今までは事後公表もできない。将来の入札にかかわってくる、公正な競争を阻害するというので、松野市長、当時町長は公開されなかったわけですけど、我々は情報公開条例の解釈の問題として原則公開だと。それは例外的にならないということで、裁判で実質的には勝ったわけですね。ですから、そのことと今の金利の問題ですね。要するに見積もり入札をやった結果、さて金融の自由市場において住民全体の利益、公共の利益から考えて、それを公開することが社会通念上どうなのかということがまた論点になってこようかと思うんですね。だから、私の見解を申し上げれば、それは自由市場の中で淘汰をしていく問題ではないかというふうに思っております。

特にそれとの関連で申し上げます、今、地方債協会というのがございますよね。要するに財団法人の地方債協会で、住民参加型の市場公募地方債、要するにインターネットで16年度、17年度、18年度ずっと取って見たんですね。それで、大きい県もあれば、都もあれば、道もあれば、そんなに大きくない市もあります。そこで利率も全部載っていますから、それを見ると結構0.34とか0.4何がしか、要するに市中銀行よりも少し高い利率でやれば買ってもらえるだろうということは普通に思うんですけども、逆にそれよりも低い場合でも、結構それが市民によって買われるという事実もここで見受けられるということが言えるわけですね。これはまだ細かく分析をしているわけじゃないんですけども、ただ取ってぱっと見た事実関係だけを見れば、そういう事実が見受けられるということもあります。ですから、さらにそういう市民債というものをこれから発行していくことがもし政策的に定義されるようなことがあれば、さらに市場というものが広がってくるわけなんですね。じゃあ広がった市場を広域の観点からどう考えるかという観点もまた出てこようかと思うんですね。ですから、そういう意味を含めまして、今の市民債の今後の方向も含めて、ちょっと市長の答弁をお聞きしておきたいと思いますが。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 市民債を発行するときはどうなのかというお話ですけども、これは逆に言うと、マーケットの状況を見ながら発行する側が設定をしていくということになるのではないかと思います。それから、各金融機関もそれと同じで、それぞれの相手に対してどういふふうに設定していくかということには、営業政策上いろいろと知恵を絞っているわけございまして、現実の問題として、そのレートを私どもとして一般に公表するということになりまして、非常に大きな混乱を来す可能性がありますので、これはできないというふうに思います。

ただ、ちょっとこれは御質問とは離れますけれども、今の一般情報公開のラインでの資料の公表というのは今申し上げたようなことでございますけれども、議会としての調査が必要であるという場合のデータの出し方、提示の仕方というのはまた変わると思います。これはなぜかと申し上げますと、議員にはそれなりに職務上知り得た秘密を守るという守秘義務の情報がひっかかります。ところが、一般の情報公開条例で出しました情報というものは、すべて結局フリーでございますから、そのあたりは私どもとしては厳然と区別しながら対応していかなければいけないと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡君。

19番（西岡一成君） もう1回だけで終わります。

今、市長に答弁をいただきましたけれども、非常に憲法的観点からすると難しい問題が出てくるだろうと思います。と申しますのは、国民の知る権利の具体的内容と、議員の議会における資料請求権の内容ということを、住民の平等という地方自治法上の観点もそれに乘せて考えたときに、さてそれをどう整理するかという論点がまたあるかと思っておりますので、その点につきましては私もさらに勉強をさせていただくと。ちょっとクエスチョンの意味で申し上げますので、もっと勉強したいと思っております。

以上で、長くなりましたけれども質問を終わりたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第56号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第56号平成17年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番、翔の会、若園五朗です。

国保会計の特別会計について質問させていただきます。

一つ、歳入歳出決算附属書類の211ページ、16年度の繰入金2億3,724万2,000円、17年度は2億8,338万5,000円ということで、前年度対比4,500万繰り入れているということでござ

います。その事由は何か、お尋ねします。

次の質問につきましては自席の方でさせていただきます。以上。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 繰入金が入ったということでございますけれども、この繰入金とい
いますのは、いわゆる国保税が入ってくるまでの、どちらかといえば基資金ということになっ
てまいります。その関係で、剰余金等を見渡しがてら資金を動かしているかどうか、そこら辺
のところを見がてら繰り入れていくわけでございますので、御了解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園君。

3番（若園五朗君） もし仮に9月補正が通れば、9億87万6,000円という金額が基金として
積みれます。そうした中で決算の15、16、17年をちょっと調べてみますと、基金の取り崩しを
国保会計から一般会計、一般会計から基金、基金から国保会計へ出している金額を年度別に調
べたところ、平成15年度は1,500万、平成16年度は9,565万、17年度は5,514万、18年度は
5,000万ということで、基金が今現在9億87万6,000円予定されて積み立てられておる中で、基金と
国保会計へ動かしている金が、平成15年度から18年を分析したところ、年間1億5,000万が15
年度、あと16年度は9,000万ぐらいですので1億、17年度は5,000万、18年度は5,000万とい
うことで、基金の役割と国保会計とのバランスですね。本来、繰越金があれば年度ごとにす
ぐお金を積んでいるんですけども、国保会計の基金の扱いと、基金から国保会計へ入れてお
る考え方について再度確認したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木君。

市民部長（青木輝夫君） 基金から国保会計に取り崩しているということでございますが、先
ほど議員がおっしゃられたように、大体1億から5,000万ぐらいの金額を入れているわけ
でございますけれども、これにつきましては、国保の最初の切符が出るのが7月でしたか。それ
までの当面の医療費の支払いに支障を来すということで取り崩して、そして全体を1年プ
ールして、余れば基金の方に繰り入れるという状況でございますので、よろしくお願
いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園君。

3番（若園五朗君） 今答弁が市民部長からあったんですけども、市長の考え方、今、基金
残高があり、基金から国保会計へ入れている金額が、今言ったように一応1億から5,000万
の年間の動きをしておるんですけども、今基金の運用の仕方、国保会計のあり方につ
いての再確認をしたいんですけども。

議長（藤橋礼治君） 市長 松野幸信君。

市長（松野幸信君） 今、市民部長が答弁いたしましたように、国保会計は年度当初はお金を持っていないんですね。だから、その分だけ結局基金を崩して持って行って、そして運用させていく。そして、年度末にはその基金を基本的に基金へ返してもらうというような形で資金バランスをとっておるということでございまして、これは現在の国保会計の制度上、安定した形で会計を動かしていこうと思いますと必要ではないかというふうに認識をしております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園君。

3番（若園五朗君） 市長の答弁の中で、今の資金の運用の中で出し入れするために金を用意しているということでございますが、国保会計の全体の予算、18年度は34億、17年度は37億、平成16年度は36億、そして平成15年度は32億ということで、貯金しておる残高に比べて予算額がこの数字で、年度別に調べてみてもむちゃくちゃな変動、3億から4億というような変動の中で動いているというような解釈で、基金のあり方について、一部運用の仕方についてどうかと私は思っています。

続きまして、監査報告書の42ページに国民健康保険の中の平成16年度、17年度の未収入額、あるいは不納欠損額をちょっと調べてみたんですが、平成16年度の未収入額は4億 8,601万 7,510円、平成16年度の不納欠損、要するに徴収しても時効で消していく分が、16年度については5,978万 1,523円ということで、実質16年度中の未収入額とか不納欠損額を足すと5億 4,579万 6,693円ということで5億 4,000万。今回の決算認定する17年度を調べてみますと、切符を出したけれども収入が入ってこなかった方ですけれども、4億 7,316万 3,367円、5年ごとに削っていきますので、不納欠損額は、17年度で上がっておるのは6,000万あると。具体的な数字は6,076万 7,527円ということで、お金を取ろうと思ったけれども払ってくれん人は4億 7,000万、お金を一生懸命徴収しようと思ったけれども、お金をもらえんもんで5年ごとに欠損してくのは6,000万ということで、16年度のお金が入ってこない金額が5億 4,579万 6,693円、17年度につきましては、今言っている5億 3,393万19円ということで、年間5億 4,000万から5億 3,000万が徴収できない。あるいは欠損で落とすということでございます。

そうした中で市民部長にお伺いしたいんですが、こういうような額、年間の国保の予算額が34億、あるいは今言っているのは18年度でございますが、17年度は37億ということで、1割ちょっと超える金額が不納というように上がっているんですが、その対策について市民部長の回答を求めます。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木君。

市民部長（青木輝夫君） 非常に大きな未収金があるということは本当に私どもも頭を痛めておるところでございますけれども、不納欠損というところで落としているところが多いんですけれども、外国へ帰ってしまっ取りに行くことがなかなかできないというのが非常に多くご

ざいます。ブラジルやら、中国やら、フィリピンやら、そこらじゅうございますので、そこまで未納の徴収には行けないということでございます。また、どこへ転出していったやらわからないものが非常に多いということで、未納の不納欠損が非常に多くなっているわけですが、そこまでならないように、私ども職員に対しまして、毎日毎日大変でございますけれども、滞納整理に出かけて徴収をしておるわけでございます。ハッパかけまして、大体93.7%ぐらいの徴収率になるかと思えますけれども、少しずつ徴収率を上げていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園君。

3番（若園五朗君） 監査委員の意見書の43ページでございますが、国民健康保険の高額医療費の基金の貸付状況を見ますと、平成17年度は27万、平成16年度は12万 1,000円という金額が出ていますけれども、その貸付残高、あるいはその貸し付けに対する徴収状況、その辺を具体的に御説明をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木君。

市民部長（青木輝夫君） これにつきましては、先ほどの一般会計のときに御説明したとおりでございます。一般会計のときにちょうどこの未収金についてどうのこうのという高額医療の話がありました。会計が違っておりましたけれども、そのときに回答したとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園君。

3番（若園五朗君） 国保会計の特別会計の質疑をこれで終わるんですが、調定し、切符を出しても、未納金、あるいは未収金が今言っている高齢者の基金においても、あるいは国保会計においてもそういうような状況でございますので、非常に事務も忙しいんですけども、徴収率を上げる施策について今後とも頑張ってくださいますようお願いいたします。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺でございます。

平成17年度国民健康保険事業特別会計の決算について質問いたします。

監査委員の意見書の42ページでございますが、この中で決算の歳入歳出の状況が載っておりまして、差引残高が17年度では約1億 9,000万円ございます。16年度は約2億 7,000万円と計上されて、報告されております。この残高が出た原因についてお尋ねいたします。

これは、市民が健康管理に努めて、あまり病気もせずに給付額が少なくなったという判断をしてみえるのか。もう一方は、国民健康保険税を高く取り過ぎて余ったのか。どう判断されて

みえるのか、お尋ねをしたいと思います。

私の意見では、この時点でも基金残高が7億6,422万円ございますし、このような差引差額が出るという点では、今までも予算審議のときに述べてきました保険税が高いのじゃないかなということをおもっておりますが、執行部はどう考えてみえるか、お尋ねをしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 合併当初から比べますと、非常に基金残高が多いんじゃないかなあということがございますけれども、当初積算いたしましたときに、これだけの税率で乗り越えられるんじゃないかなということも算定をしてみましたが、医療費がそこまで伸びなかったというのが現状かと思われまして。ところが、先ほど言われましたように、年々年度ごとに残高が小さくなってまいります。それだけ順番、医療費が伸びてきているんだなあということを感じております。そんなところから、これからはずうっと分析しがてら、税率等も考えていくことも必要じゃないかなということは考えております。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第57号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第57号平成17年度瑞穂市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第58号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第58号平成17年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤由庸君。

1番（安藤由庸君） 議席番号1番 安藤でございます。

学校給食事業特別会計についてお尋ねをいたします。

何度もきょうの会議で名前が出ておりますこの意見書の45ページにその概要が出ておるわけですが、これによりますと、平成17年度の収納率が前年よりも0.03%上昇しており、収入未済額は前年より5万7,800円減少、それから不納欠損額についても2万8,205円減少ということで、給食の会計が若干改善しているというふうにもとれる表記がされておりますが、その後の言葉が、少なくともここ3年、同じことが書かれているのではないかと思います。 「収納対策については法的措置の導入も検討され、一層の努力を願いたい」という表現がございます。こういったちょっと強い表現なんですけれども、こういった指摘を受けていることで、教育委員会としては具体的にはどういった未納対策というものをとったのかと言うべきか、それともとるよう検討していると言うべきなのか、それについて1点お尋ねをしたいと思います。議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野正君。

教育次長（福野 正君） 収納対策についての法的措置の導入という部分の法的措置というのは、通常、内容証明つきの支払い請求、あるいは裁判所への申し立てでの支払い請求、あるいは悪質なものに対しては支払いの訴訟ということになるわけでございますが、検討と申しますか、こういう方法もあるなあというふうに私どもも思っておりますが、具体的にはやっておりません。その前段階としまして、学校、あるいは給食センターの職員で家庭訪問して、少しでも未納分を納めていただくような努力をしております。県内では、子供の給食を停止させるような措置をとっているところはありませんので、教育の一環として給食はとめないということです。以上で答弁とします。終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤君。

1番（安藤由庸君） 子供の教育に係る点でありますと、なかなか難しいところがあるかと思えます。今、教育次長が答弁の中に、学校給食を未納者については行わないという措置はとっていないと、これは瑞穂市においてというふうに多分あるかと思うんですが、過日、あれは何新聞でしたか、インターネットでちょっと新聞社の記事を眺めることがあるんですが、その中においては、現実、未納者に対して給食を停止するという措置をとった自治体があるという記事がありました。さすがに悪質な分についてはということが記事の中に書かれておりましたので、思い切ったことをしたなあというふうには思っておりますけれども、そういった強硬なことは本当に最終手段だろうと思うんですが、特に不納が毎年のように出てくるということになりますと、給食の支給の仕方といったものの考え方を変えていく検討も必要なのではないか。これは私がたまたまそこを訪れたときに、ああこんな方法もあるのかなあというのを見たのは、これはたしか中学校だったと思うんですが、食券方式でやっているところもあると。食

券方式の導入になりますと、今までのように各教室で配るということではできませんので、それなりの施設をまた設けなきゃいけないだろうと思うんですけれども、そういった給食のあり方、それから配り方等々も含めて検討されてはいかがかなと思うんですが、今後そういった話し合いをするような場を設けるつもりがありますか。

議長（藤橋礼治君） 教育次長 福野君。

教育次長（福野 正君） 食券方式といいますと、やっぱり学校に食堂を設けて、そこで食券を売ってという形になるかと思います。各教室で食べるのは難しいだろうと。その辺はまだちょっと検討しておりませんが、いずれにしましても未納対策を今後とも粘り強くやっていきたいというふうに思っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 1番 安藤君。

1番（安藤由庸君） 教育的な観点からいろいろと措置が難しいだろうということは想像がつきますが、一方で平等の観点ですね。きちんと納めている家庭と、それから納めていない家庭との差をつけるという表現も不適切だろうと思うんですけれども、そういった点も考えていただきたいというところで、どう考えるかというのは難しいんですが、その辺の感情的な問題もあまり続くと起きかねないと思いますので、対策を十分とっていただきますようにということで質問を終わります。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第59号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第59号平成17年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第60号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第60号平成17年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入

歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第61号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第14、議案第61号平成17年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第62号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第62号平成17年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番、翔の会、若園五朗でございます。

上水の水道料金の収入額の件でございますが、平成17年度は4億1,200万、平成16年度は4億376万、平成15年度は3億9,372万、14年度は4億という金額でございますが、収入額がふえている割に年間の有収率が落ちていると。その原因は何か。

あとの質問につきましては自席の方でやらさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 松尾治幸君。

水道部長（松尾治幸君） 若園議員さんの上水道の年間有収量の件でございますが、平成16年度が年間有収量86.7で、平成17年度が85.5ということで、マイナスの1.2が年間有収率、減少になっておるということで、理由は何かということでございますが、私ども内部で分析しておるところによりますと、まず漏水につきましては漏水調査等もやっておりますので、漏水もあ

ろうかと思えますし、また消火栓の中の各集落に対して、本来使用目的ではございませんが、消火栓から排水路清掃等に用いられる水量、または平成17年度につきまして、犀川堤外地に本管を布設いたしました。その際に、本管の中の清掃関係に相当水を使いまして、当初の布設ですので油とかいろんなことがありますので、本管清掃時に使ったということも思いまして、年間有収量が減ったのではないかと想定してございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園君。

3番（若園五朗君） 現金にならないけれども、別に使った理由についてわかったんですが、あと供給単価でございますが、1立米の金額ですが、平成15年度は84円、16年度は81.8円、17年度は80円16銭ということで、1トンのお水を使うのにだんだんお値打ちになっているんですが、なぜそう安く提供できるか、その内容を確認したいと思えます。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 松尾君。

水道部長（松尾治幸君） 給水原価につきましては、経常費用の受託工事を引いた額を年間総有収水量で割るのが給水原価でございますので、古橋水源池等も投資しながら、経常経費を切り詰めながら、大体年平均、非常な故障とか修繕関係が伴わなければ経常経費等が微増ということで、年間有収水量が増加することによって給水原価が低くなるというようなことではないかと想定しております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園君。

3番（若園五朗君） 年間有収率は、先ほど言われました瑞穂市の上水道につきましては平成17年度は85.5%ですけれども、県平均はどのような数字ですか、確認したいです。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 松尾君。

水道部長（松尾治幸君） 私の手元には平成17年度の県下の有収率はございませんので、まだ統計が出ていないかと思えますが、平成16年度の県下の平均の有収率につきましては83%ということで、瑞穂市は86.75ということで非常に有収率がいい方だと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園君。

3番（若園五朗君） 最後の質問になりますが、巢南の水源池を新たに古橋でつくられて、9億円ぐらい事業費がかかったんですが、その事業費の減価償却は年間どのような金額を計上されているか、年間平均の計上額と、何年でどのように償還されていくか、それを確認したいんですけれども。

議長（藤橋礼治君） 水道部長 松尾君。

水道部長（松尾治幸君） 古橋水源池の整備工事につきましては、3条予算の固定資産の増加

ということでございます。それに伴いまして、法定内の耐用年数によって、それぞれ建物、計装関係は、3条予算の減価償却というところに計上してございますが、ただ古橋水源池だけがどれだけ償却したかというのはちょっと手元に資料がございませんので、古橋水源池を特定しての減価償却は、また後から御回答させていただきます。

議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合により暫時休憩をします。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時18分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

日程第16 議案第63号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第16、議案第63号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺です。

平成18年度一般会計補正予算について質問いたします。

5ページ、6ページ目の歳入の部に国庫負担金、障害者自立支援給付費負担金が4,057万7,000円の減額になっております。さらに、県負担金の中で同じ障害者自立支援給付費県負担金が1,730万1,000円減額になっております。さらに、県の補助金で心身障害者小規模授産事業県負担金247万円の減額になっております。この減額の理由については、成立しました障害者自立支援法によって利用者負担金を応能負担金として1割負担をするということの中から発生したのかどうか。さらにまた、この減額によって瑞穂市の障害者施策について変更があるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 自立支援法でございますけど、その補助金が国・県合わせまして少なくなっているということでございますけれども、こちらにつきましては、一応今までの支援費制度、それから今度新しく始まります自立支援法、そちら両点でございますが、移行期間ということで5年間の移行期間がございます。それによって、現在のところ各施設等割と今までの支援費を使われている施設が多いということを知っております。したがって、当初全部移るのかあという感じでありましたけれども、ずうっと今まで見ておりますと、まだこの1

年、どうも各施設は様子を見るというような格好で、自立支援法じゃなしに、今までの支援費で動くということで、こちらの方を削ってきたということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺君。

11番（小寺 徹君） ちょっと今聞き取りにくかったし、理解もできなかったんですが、要するに今年度の当初予算は自立支援法じゃなくて支援費で予算を計上したと。自立支援法が成立する見通しだったもので、それで予算を組んだけれども、その実施がなかなかおくれてきておると。本格実施はされてないものでこういうふうになったというわけですか、ちょっともう一遍お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木君。

市民部長（青木輝夫君） 今までの支援費制度からこの自立支援法への移行期間といいますか、各事業者、移行期間が5年間あるわけでございます。それで、業者の方もどちらが得かということで今迷っているところなんです。だから、とりあえず1年間は支援費制度で見ていって、それからそのめどがついたら自立支援法を使っていくかというところで模索しているんじゃないかなと思いますが、現状のところ、まだほとんど支援費を使われているということで、いわゆる補助金がなくなってきたということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺君。

11番（小寺 徹君） また関連で、一般質問でも今回上がっていますので、またそこでもうちょっと詳しく聞いていきたいと思っておりますので、これで自立支援の問題は終わりました、次、12ページの中で子育て支援拠点整備費が計上されておりますが、これについて、現在の事業の計画の到達状況、どこまで行っているのか。さらに、これは議会ともよく協議して実施をしていくということで、予算のときには附帯決議までついておりますが、その辺で議会、特に厚生委員会との協議はどこまで行っているのか、お尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木君。

市民部長（青木輝夫君） 進行状況でございますけれども、あその土地2筆でございますけれども、2筆は一応土地開発公社の方で買収をしていただきました。そして、今設計を行っているわけでございますけれども、最初のころ考えていまして、設計につきまして大体こんなふうで走りたいということで厚生の方に御説明申し上げまして、現在詳細設計といいますか、もう少し細かく、またいろんな現場等の意見を聞きまして、少し変えたところもあります。そこらを今度また委員会でもって御説明申し上げたいと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺君。

11番(小寺 徹君) 今後進行していく上において、特に現場の意見と、さらに議会の意見も聞きながら事業を進めてほしいということ意見を意見として要望しておきます。

次に、予算書の中の地方債補正が提起されておりますけれども、この地方債の補正がもし承認されて通過すると、特例債の現在までの総額はどれだけになるか、お尋ねしたいと思います。

それからもう一つは、特例債については70%が交付税に算入されるということですが、今まで借りた特例債の中で交付税に算入された額というのは幾らになるのか、そこら辺は明確にできるものなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、この算入も、合併のときに交付税を大体保障するということでしたが、決算でもまさに減ってしまうというような状況が出ているんですが、本当に7割算入ということで政府を信頼してどんどん借りたが、銭がないので払えんよというようなことにならないのか、そこら辺の見通しについては市長に、どう思っているのかお尋ねしたいと思います。

議長(藤橋礼治君) 総務部長 関谷巖君。

総務部長(関谷 巖君) ただいまの御質問でございますけれども、5ページの第3表の中に、御指摘をいただきましたように子育て支援拠点整備事業ということで4億8,400万円、これは合併特例債で予定をいたしております。

そして変更でございますけれども、都市再生整備計画事業、この限度額1億1,200万円を右の方に1億6,000万円ということで4,800万円の増額、そしてその下の消防施設整備事業ということで、1億400万円を1億9,100万円ということで8,700万円の増額をお願いしております。これらは合併特例債で予定をいたしております。平成18年度、これらをお認めいただきますと、合併特例債の合計で49億9,300万円になる見込みでございます。平成18年度現在の見込みをして、49億9,300万円ということで46.23%になるということでございます。

それから、合併特例債は御存じのように70%交付税算入ということでございますので、本当に将来大丈夫かということでございますけれども、今言われております三位一体改革の中の税源移譲でこの市も財政力指数がどんどん上昇してまいりまして、ひょっとしたら不交付団体になるのではないかという懸念をいたしております。そうした場合は交付税がもらえないわけがありますので、算入とかそういったことはもちろんなくなるわけでございます。状況としては、政府の財政状況もどういうふうに表示されてくるかわかりませんが、そうしたことを懸念しておるといってございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長(藤橋礼治君) 11番 小寺君。

11番(小寺 徹君) 今までも合併からずっと特例債を借りておるわけですね。ちょっと私、正確にわかりませんが、交付税に算入というのは、合併してすぐ借りたときのやつは、いつごろ、どういうふうに表示入れて回転していくのか。それは要するに交付税ですから、

一般交付税の中にどぼっと入っちゃっておって、算入された額というのはどれだけの額がこの中に入っておるといことがわかる制度になっておるのかどうか、そこら辺はどうなんでしょう。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） 交付税の算定を行うときは、非常に細かい分析といいますか、補正係数等ございますので、細かい計算をするわけでありませけれども、その中に元金、利息等、ある所定の計算方式に基づきまして加えていくといいますか、その中へ算入させて、そして交付税の額の対象にするわけでありませるので、ある所定の交付税の積算の算定に基づいてということで、現在もその数字がわかるかということであれば、20年とか25年という長い償還の年月の中の1年分だけの話ですので、そんなに大きな額にはなりませんけれども、きちっと算定されておるといことでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺君。

11番（小寺 徹君） 今の説明ですと、非常に長い期間にわたってちよちよと算入されていくということのようですけれども、一般的に素人考えをすると、10億円借りればすぐ7億円が算入されるぞというような感じを私たちは受けるんです。そうすると、これは借りれば得なもので、これを利用しようかということで合併特例債を使っていくと、将来本当にそれが算入されるかどうかの見通しがまだはっきりしないというような点があるような気がいたしますので、ぜひその辺もしっかり見通して、しっかりシミュレーションをしていただいて、特例債を借りるときには、そこら辺が繰り入れられるかどうか、その辺の根拠も示していただいて提示をしていただくとよく理解ができますので、そんなような方向で、ぜひこれから特例債を借りる提案をされるときにはお願いをしたいと思います、どうでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 総務部長 関谷君。

総務部長（関谷 巖君） 資料としてお出しできるものにつきましては、細かく御理解いただけるように考えていきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番 熊谷祐子です。

私は、この補正予算の子育て支援拠点整備事業について、質疑というか、要望というか、私たち議員はこれを議決しなければならぬ立場にいるわけですので、先ほどの小寺議員に対する御答弁の中で、厚生委員会ではきちんと説明をしますという御答弁でしたが、進行状況と、計画をきちんと議員にも資料つきでいただきたいと思います。

建通新聞の9月7日号には、全く今まで議員になかったことに比べれば、かなり詳しく出ています。計画では、現在の別府保育所を移転・改築し、子育て支援センターを併設する。新施設の規模は鉄筋コンクリートづくり、平家一部2階建て、延べ3,200から3,300平方メートル。現在の別府保育所は定員200人だが、新保育所では3歳未満児の定員増を図る予定。2ヵ年継続で施工する。実施設計はデザインボックス（岐阜市）が担当し、設計中。建設地は現在の別府保育所、別府140の県道北方・多度線を挟んだ西側。一部の園舎が老朽化していたことと、同線の地下道改修に当たって出入り口を敷地内に設けることになったため移転する。既設園舎は鉄筋コンクリートづくりの園舎を残し、木造の園舎を解体する。残る建物は今後多目的に利用することを検討すると。あとは予算の内容が建通新聞に報道されていますが、議員にもきちんとこのようなことは説明があるべきではないかと思えます。委員会で説明といって、あと委員会報告がされるわけですが、委員会の説明は、傍聴に行かなければそこまで詳しいことは議員にはわかりません。その点、いかがお考えでしょうか。以上です。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木輝夫君。

市民部長（青木輝夫君） 私どもは厚生の方にお諮りしているわけでございますけれども、議会から全体で聞きたいという御要請があればここでも御説明をいたしたいと、かように思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 確認させていただきますが、御要望があればではなくて、経過上、議会とも相談をするということもありましたし、もしそれが無いとしても、私たちは議決をしなければならぬ立場ですので、きちんと説明責任を果たす、つまり説明をしていただきたい。確認でございます。よろしいでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 市民部長 青木君。

市民部長（青木輝夫君） 私ども厚生委員会に御説明しまして、そののところににつきましてはまた委員会から全協等ありますので、そこで御説明されるかと思えますけれども、一応一番の窓口となっております厚生の方で今までやっておるわけでございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第64号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第17、議案第64号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正

予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第65号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第18、議案第65号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第66号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第19、議案第66号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第67号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第20、議案第67号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第68号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第21、議案第68号平成18年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第69号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第22、議案第69号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラン）事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第48号から議案第69号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会 午後4時44分

